

平成29年3月14日 修正版

# 水銀による環境の汚染の防止に 関する法律等の概要

# 本説明の内容

1. 水銀に関する水俣条約の概要
2. 条約を踏まえた国内法制度について
3. 水銀汚染防止法の概要

# 1. 水銀に関する水俣条約の概要

# 世界水銀アセスメント(2002)

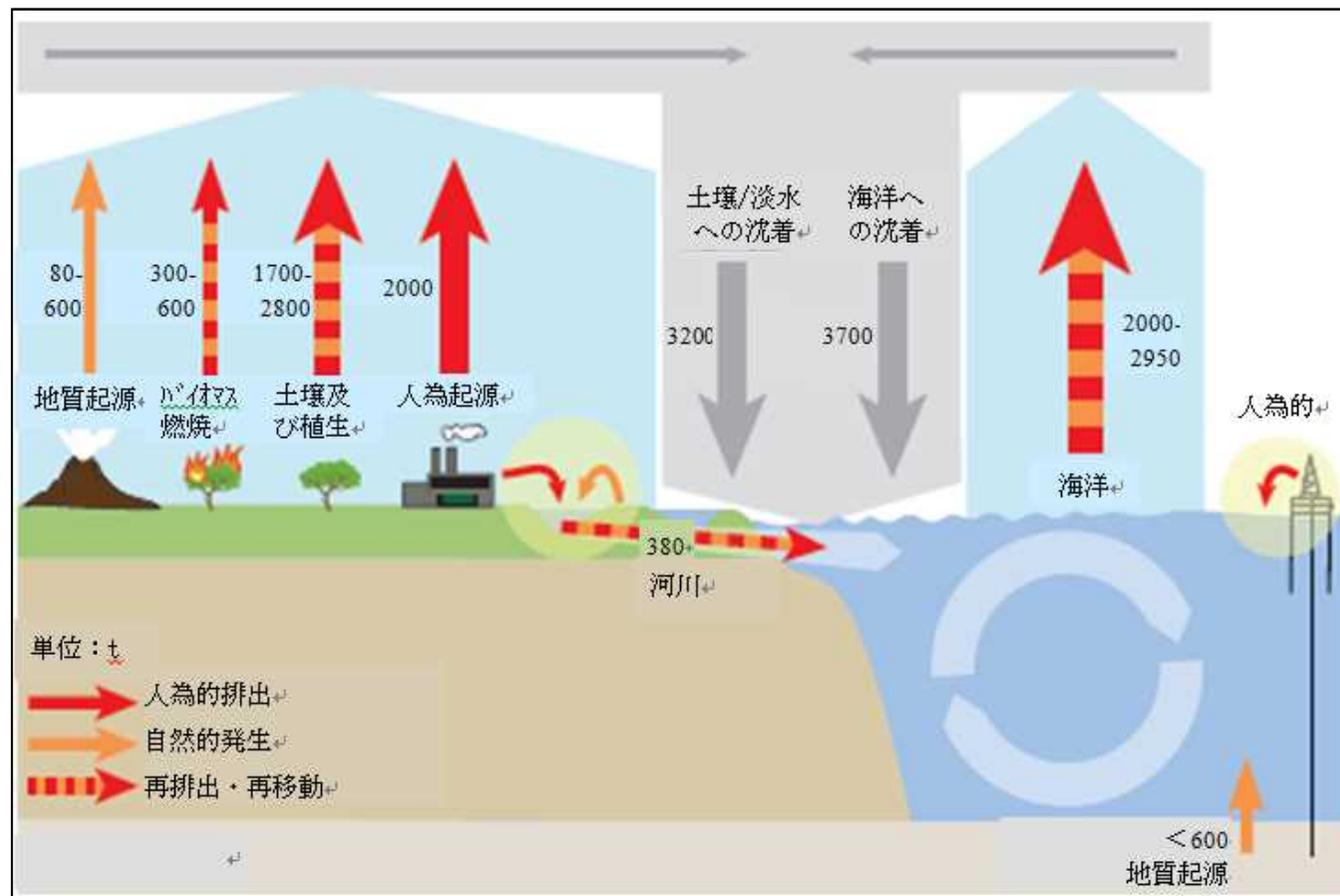
2001年：国連環境計画(UNEP)が地球規模の水銀汚染に係る調査活動を開始

2002年：人への影響や汚染実態をまとめた報告書を公表(世界水銀アセスメント)

- 水銀は様々な排出源から様々な形態で環境に排出され、分解されず、全世界を循環。
- 人への毒性が強く、特に発達途上(胎児、新生児、小児)の神経系に有害。食物連鎖により野生生物へも影響。
- 先進国では使用量が減っているが、途上国では依然利用され、リスクが高い。
- 自然発生源もあるが、人為的排出が大気中の水銀濃度や堆積速度を高めている。
- 世界的な取り組みにより、人為的な排出の削減・根絶が必要。

# 地球規模の水銀循環

環境中に排出される水銀(年間5,500~8,900トン)のうち人為的排出は約30%、自然的発生は約10%、再排出・再移動は約60%。  
水銀の人為的排出の削減は、将来的に環境中を循環する水銀量を削減するために極めて重要



出典: UNEP Global Mercury Assessment 2013 (2013)



# 水銀に関する水俣条約(概要)

平成25年10月、熊本市及び水俣市で開催された外交会議  
において採択、署名

## < 水俣条約の概要 >

- ・ 前文に水俣病の教訓について記述。
- ・ 水銀鉱山からの一次産出、水銀の輸出入、小規模金採掘等を規制。
- ・ 水銀添加製品(蛍光管、体温計、血压計等)の製造・輸出入、水銀を使用する製造工程(塩素アルカリ工業等)を規制(年限を決めて廃止等)。
- ・ 大気・水・土壌への排出について、利用可能な最良の技術/環境のための最良の慣行(BAT/BEP)等を基に排出削減対策を推進。
- ・ 水銀廃棄物について既存条約(バーゼル条約)と整合性を取りつつ適正処分を推進。
- ・ 途上国の能力開発、設備投資等を支援する資金メカニズム創設。

# 「水銀に関する水俣条約」の意義

先進国と途上国が協力して、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に世界的に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、越境汚染をはじめとする地球規模の水銀汚染の防止を目指すもの。

世界最大の水銀利用・排出国である中国や、化学物質・廃棄物に関する条約をこれまで批准していない米国も積極的に交渉に参加。多くの国の参加を確保しつつ、その中で水銀のリスクを最大限削減できる内容に合意。

“Minamata Convention“の命名は、水俣病のような健康被害や環境破壊を繰り返してはならないとの決意と、対策に取り組む意志を世界で共有する意味で有意義。また、水俣病の教訓や経験を世界に伝えるとともに、現在の水俣市の姿を内外にアピールできる。

## 水俣条約の締結状況

- 水銀に関する水俣条約は、50か国目の締結の日  
の後90日目に効力が発生。
- 平成29年2月8日時点で38か国が締結済。
- 我が国は平成28年2月2日に条約を締結し、23か  
国目の締約国となった。

### < 締約国一覧 >

米国、ジブチ、ガボン、ガイアナ、モナコ、ウルグアイ、ギニア、ニカラ  
グア、レソト、セーシェル、アラブ首長国連邦、マダガスカル、モーリタ  
ニア、モンゴル、サモア、パナマ、チャド、メキシコ、ヨルダン、  
クウェート、ペルー、ボリビア、日本、セネガル、ザンビア、スイス、マ  
リ、ボツワナ、エクアドル、中国、スワジランド、アンティグア・バー  
ブーダ、シエラレオネ、ベナン、ガンビア、コスタリカ、リヒテンシュタ  
イン、トーゴ(締結順)

## 2. 条約を踏まえた 国内法制度整備について

# 国内対策の議論

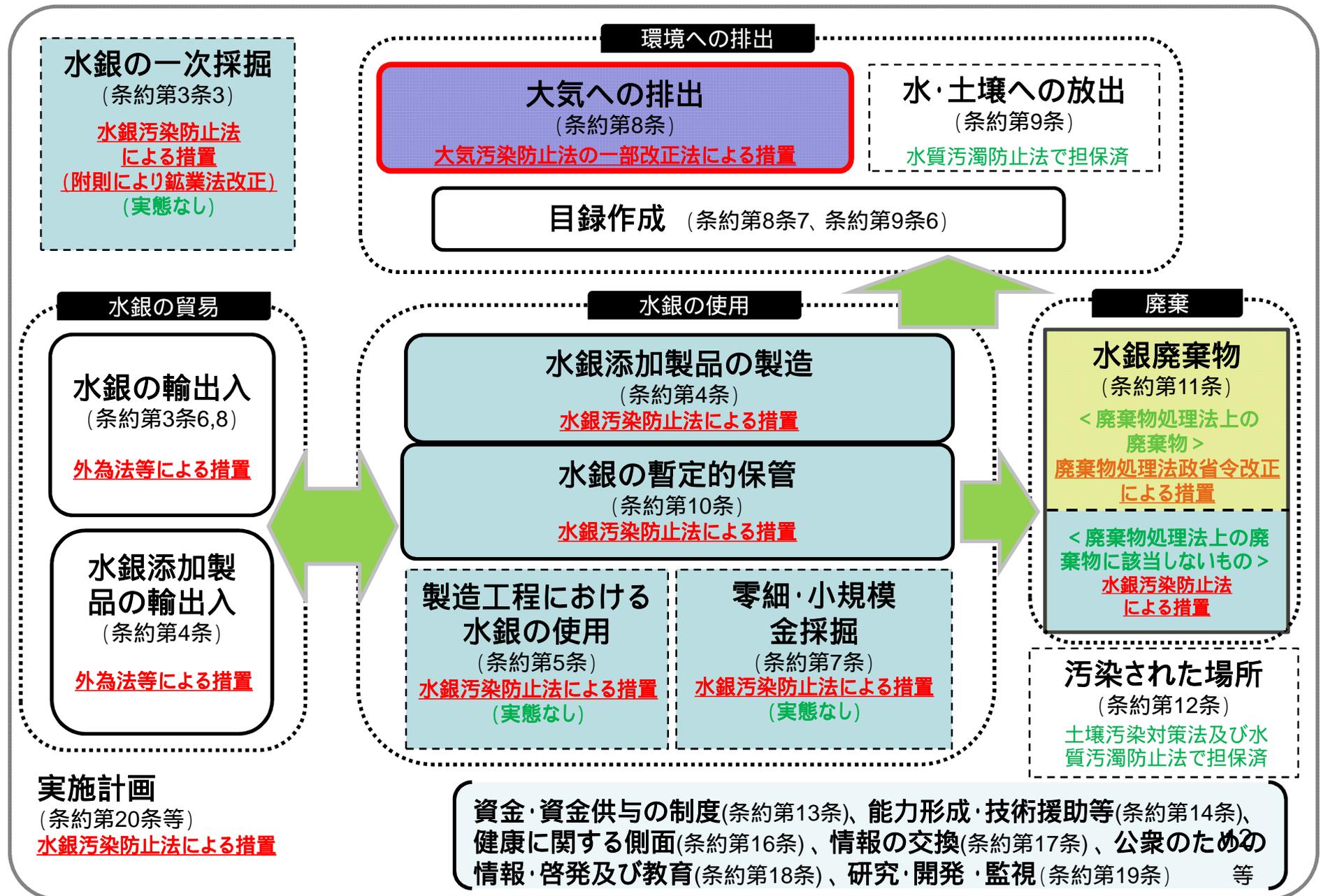
環境大臣から中央環境審議会に対する諮問  
(平成26年3月17日)

水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀対策について



- 環境保健部会：水銀に関する水俣条約対応検討小委員会（産業構造審議会製造産業分科会化学物質政策小委員会制度構築WGと合同開催）
  - 既存法令等で担保されない条約規定事項等を措置するための新法の制定を答申 **水銀汚染防止法の制定**
- 大気・騒音振動部会：水銀大気排出対策小委員会
  - 条約に基づく排出規制等を措置するための今後の水銀大気排出対策を答申
- 循環型社会部会：水銀廃棄物適正処理検討専門委員会
  - 条約に基づく水銀廃棄物管理等を措置するため廃棄物処理法下位法令に基づく措置を答申

# 水俣条約の構成と担保措置等との関係



# 水俣条約の構成と担保措置等との関係

## 水銀の一次採掘

(条約第3条3)

水銀汚染防止法  
による措置  
(附則により鉱業法改正)  
(実態なし)

## 環境への排出

### 大気への排出

(条約第8条)

大気汚染防止法の一部改正法による措置

### 水・土壌への放出

(条約第9条)

水質汚濁防止法で担保済

目録作成 (条約第8条7、条約第9条6)

## 水銀の貿易

## 水銀の使用

## 廃棄

## 大気汚染防止法改正による措置の概要

条約附属書Dに規定されている5種類の発生源のうち、大気汚染防止法施行規則に定める規模要件に該当する施設を「水銀排出施設」とし、

都道府県知事への設置の届出

排出基準の遵守義務

排出ガス中の水銀濃度の測定義務

等を規定した。

< 水俣条約 附属書D; 水銀及び水銀化合物の大気への排出に係る特定可能な発生源一覧 >

- 石炭火力発電所
- 産業用石炭燃焼ボイラー
- 非鉄金属<sup>(注)</sup>製造に用いられる製錬及び焙焼の工程 (注) 鉛、亜鉛、銅及び工業金をいう。
- 廃棄物の焼却設備
- セメントクリンカーの製造設備

# 水俣条約の構成と担保措置等との関係

## 廃棄物処理法政省令改正による措置の概要

- 廃水銀等を、新たに特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物として規制対象に追加。

廃棄物分類	追加された対象
特別管理一般廃棄物	水銀又はその化合物が使用されている製品が廃棄物となったもののうち、一般廃棄物であるものから回収した廃水銀 を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る)
特別管理産業廃棄物	廃水銀等(特定の施設において生じたもの、水銀等が含まれる物又は水銀使用製品廃棄物のうち産業廃棄物から回収した廃水銀 廃水銀等を処分するために処理したもの)

口口ノ翻山八  
(条約第4条)

外為法等による措置

水銀の使用

(条約第5条)

水銀汚染防止法による措置  
(実態なし)

金採掘

(条約第7条)

水銀汚染防止法による措置  
(実態なし)

度への放出

(条約第9条)

汚染防止法で担保済

廃棄

水銀廃棄物

(条約第11条)

< 廃棄物処理法上の  
廃棄物 >

廃棄物処理法政省令改正  
による措置

< 廃棄物処理法上の廃  
棄物に該当しないもの >

水銀汚染防止法  
による措置

汚染された場所

(条約第12条)

土壌汚染対策法及び水  
質汚濁防止法で担保済

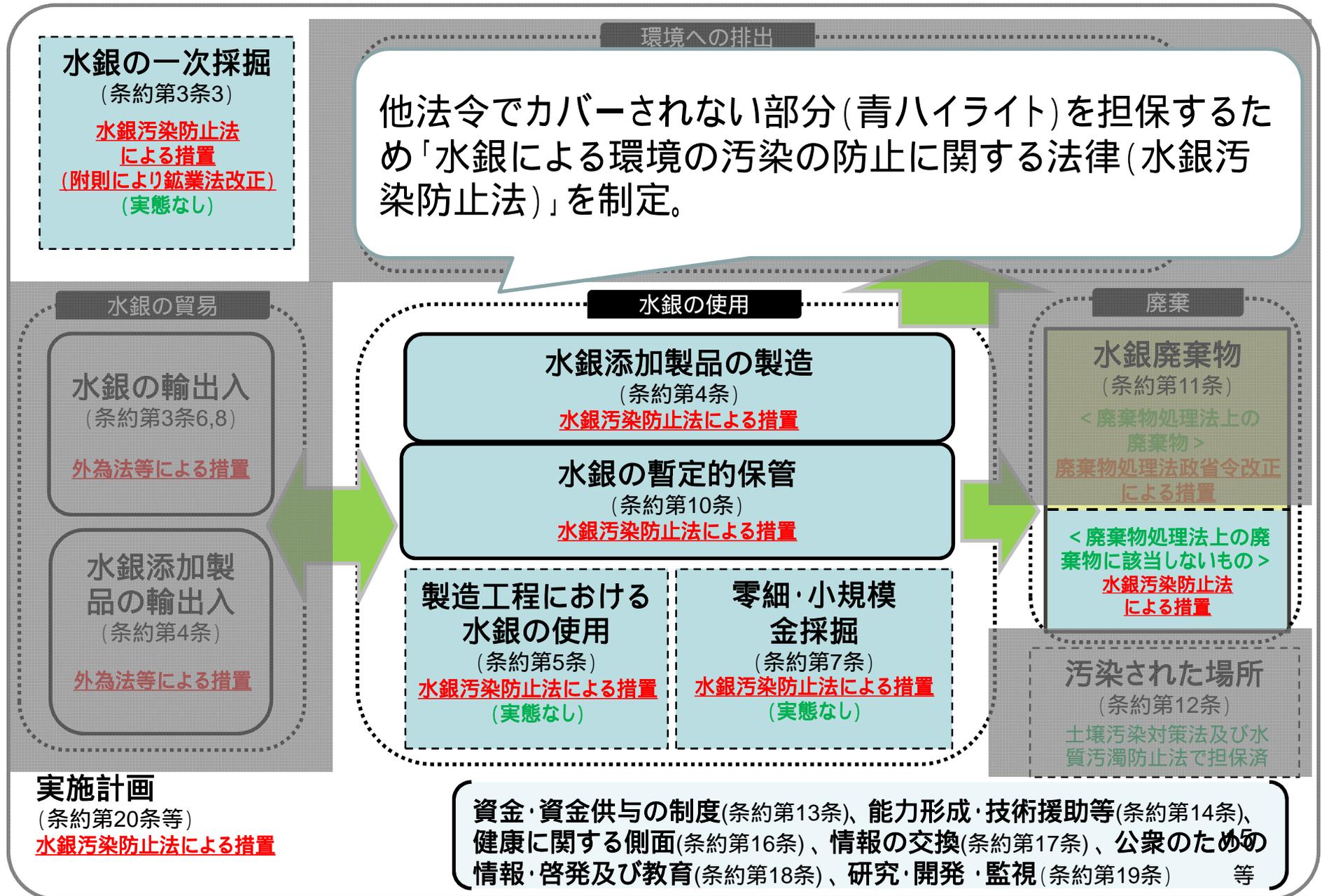
実施計画

(条約第20条等)

水銀汚染防止法による措置

資金・資金供与の制度(条約第13条)、能力形成・技術援助等(条約第14条)、  
健康に関する側面(条約第16条)、情報の交換(条約第17条)、公衆のための  
情報・啓発及び教育(条約第18条)、研究・開発・監視(条約第19条) 等

# 水俣条約の構成と担保措置等との関係



## 3. 水銀汚染防止法の概要

# 水銀汚染防止法の構成

## 法律の構成

- 第1章 総則
- 第2章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画
- 第3章 水銀鉱の掘採の禁止
- 第4章 水銀使用製品の製造等に関する措置
- 第5章 水銀等を使用する製造工程に関する措置
- 第6章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止
- 第7章 水銀等の貯蔵に関する措置
- 第8章 水銀含有再生資源の管理に関する措置
- 第9章 雑則
- 第10章 罰則

施行期日：日本国について条約が効力を生ずる日

# 水銀汚染防止法の概要

## 第一章 総則（第1、2条）

### 目的

- 国際的に協力して水銀による環境の汚染を防止するため、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するための以下の措置を講ずる。
  - ✓ 水銀鉱の掘採の禁止
  - ✓ 特定水銀使用製品の製造等の禁止
  - ✓ 特定の製造工程における水銀等（水銀及びその化合物をいう。）の使用の禁止
  - ✓ 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止
  - ✓ 特定の水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する措置
  - ✓ その他必要な措置
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）その他の水銀等に関する規制について規定する法律と相まって、水銀等の環境への排出を抑制し、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

### 定義

- 「水銀使用製品」、「特定水銀使用製品」及び「水銀含有再生資源」について定義（詳細は後述）。

# 水銀汚染防止法の概要

## 第二章 水銀等による環境の汚染の防止に関する計画(第3条)

「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画」を策定し、水銀のライフサイクル全般にわたる対策を総合的かつ計画的に推進

### 【計画において定める事項】

- 水銀等による環境の汚染を防止するための基本的事項
- 水銀等による環境の汚染を防止するために国、地方公共団体、事業者及び国民が講ずべき措置に関する基本的事項
- その他条約の的確かつ円滑な実施を確保するための重要な事項
- 計画は、水銀汚染防止法の施行後に告示予定。

参考:「水銀等による環境の汚染の防止に関する計画(案)」(平成28年10月11日公表)

環境省ウェブサイト<<http://www.env.go.jp/press/103044.html>>

# 水銀汚染防止法の概要

## 第三章 水銀鉱の掘採の禁止（第4条）

### 水銀鉱の掘採を禁止

- 我が国においては、水銀鉱の掘採は廃止されている。

# 水銀汚染防止法の概要

## 第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（第5～18条）

水銀等が使用される製品については、「水銀使用製品」と「特定水銀使用製品」を定義。

「特定水銀使用製品」について、製造の禁止等を措置

### ➤ 水銀使用製品：

水銀等（水銀及びその化合物）が使用されている製品

- ✓ 水銀使用製品が部品として組み込まれた製品も含む。
- ✓ 非意図的に微量な水銀が混入している製品（石炭等）は含まない。

### ➤ 特定水銀使用製品：

水銀使用製品のうちその製造に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定めるもの（条約附属書A第 部に準拠）

→ 酸化銀電池、空気亜鉛電池、スイッチリレー、蛍光ランプ、非電気式計測器等（製品ごとに水銀含有量の基準値等あり）

製造禁止（部品として他の製品の製造に用いることも禁止）。製造する場合には、その種類ごとに、主務大臣の許可を受けなければならない。

# 水銀汚染防止法の概要

## 第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（第5～18条）

規制の前倒し(条約における廃止期限より早い時期の廃止)、深掘り  
(条約で求められる水銀含有量基準よりさらに低い含有量基準の設定)

- ✓ 産業界(事業者及び業界団体)にヒアリング調査を実施。国内製造・市場流通の実態、水銀フリー代替品の有無や今後の代替可能性、適用除外の必要性等について聴取。
- ✓ 今後、事業者の取組状況や技術動向等をレビューし、必要に応じて見直しを行う。  
(試買調査による市場監視・国内事業者の技術動向の把握 等)

# 特定水銀使用製品の製造等に係る規制の前倒し・深掘り

品目		水銀含有量基準の深掘りの有無	廃止期限の前倒し (条約は全て2020年末)
電池	酸化銀電池(ボタン電池であるものに限る)	<u>2%未満から</u> <u>1%未満に深掘り</u>	<u>2017年末に前倒し</u> (おおむね達成済だが周知期間を考慮)
	空気亜鉛電池(ボタン電池であるものに限る)	深掘りなし(2%未満) (安全性・性能劣化の懸念)	
	アルカリマンガン電池(ボタン電池であるものに限る)	条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり(2020年末) (現状では達成できていない事業者も存在)
	上記以外の電池	条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	<u>2017年末に前倒し</u> (既に達成済だが周知期間を考慮)
スイッチ及びリレー		条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり(2020年末) (関係者が多様であり、代替品への転換に期間を要する)
蛍光灯	一般照明用のコンパクト形蛍光灯(CFLs)	深掘りなし	
	一般照明用の直管蛍光灯(LFLs)	深掘りなし	<u>2017年末に前倒し</u> (おおむね達成済だが周知期間を考慮)
	電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光灯(CCFL)及び外部電極蛍光灯(EEFL)	深掘りなし	
一般照明用の高圧水銀ランプ(HPMV)		条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり(2020年末) (代替品への転換に一定の期間を要する)
化粧品		<u>1ppm以上から</u> <u>水銀を使用しないことに深掘り</u>	<u>2017年末に前倒し</u> (既に達成済だが周知期間を考慮)
動植物又はウイルスの防除に用いられる薬剤	マーキュロクロム液以外の薬剤	条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	<u>2017年末に前倒し</u> (既に達成済だが周知期間を考慮)
	マーキュロクロム液	条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり(2020年末) (関係者が多様であり、代替品への転換に期間を要する)
非電気式計測器 (気圧計、湿度計、圧力計、温度計、血圧計)		条約上の基準なし (水銀を使用しないこと)	条約どおり(2020年末) (医療機器(血圧計・体温計):医療現場の実態等への対応に一定の期間を要する) (工業用機器:中小事業者が製造しており、代替品への転換に一定の期間を要する)

チメロサルを有効成分とする保存剤(チメロサル以外の水銀等を含むものを除く。)であって医薬品等に添加されるものを除く。

# 水銀汚染防止法の概要

## 第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（第5～18条）

今後、新規で水銀等を使用した製品（「新用途水銀使用製品」）を製造等する場合についての措置を規定。

- その利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するものである場合を除き、製造等（製造又は販売）をしてはならない
- 製造等を行おうとする場合、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうか自ら評価した上で、届け出なければならない



新用途水銀使用製品の製造等に関する命令（平成27年12月7日内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）で、評価方法を規定

# 水銀汚染防止法の概要

## 第四章 水銀使用製品の製造等に関する措置（第5～18条）

水銀使用製品が廃棄物となった場合の適正な回収を推進

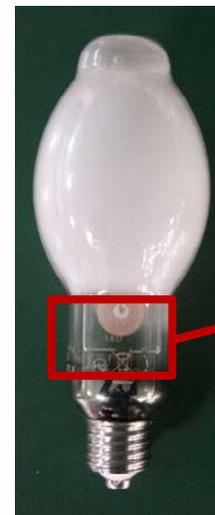
- 国の責務：市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言その他の措置を講ずるよう努める。
  - ✓ 「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」の策定
  - ✓ 「主な水銀使用製品リスト」の作成、ウェブサイトへの掲載
- 市町村の責務：その区域の経済的社会的諸条件に応じて、その区域内における廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努める。
- 事業者の責務：水銀使用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、当該水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努める。
  - ✓ 「水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドライン」の策定

# 水銀の使用に関する製品表示の例

## 電池



## 蛍光ランプ



## HIDランプ



# 水銀汚染防止法の概要

## 第五章 水銀等を使用する製造工程に関する措置（第19条）

水銀等の使用に係る規制を行うことが特に必要なものとして政令で定める製造工程における水銀等の使用を禁止

- 規制対象となる製造工程は以下のとおり。ただし、日本ではこれらの製造工程は全て廃止されている。

	水銀等を使用する製造工程	条約の規定内容
附属書B 第 部	水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム	段階的廃止期限(2025年)の後は、当該工程における水銀等の使用禁止措置
	アセトアルデヒド	段階的廃止期限(2018年)の後は、当該工程における水銀等の使用禁止措置
附属書B 第 部	クロロエチレン(別名塩化ビニル)	当該工程における水銀等の使用を制限する等の措置
	ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド又はカリウムエトキシド	
	ポリウレタン	

# 水銀汚染防止法の概要

## 第六章 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止（第20条）

金鉱から、水銀等を使用する方法による金の採取を禁止

- 我が国においては、水銀等を使用する方法による金の採取は行われていない。

# 水銀汚染防止法の概要

## 第七章 水銀等の貯蔵に関する措置（第21、22条）

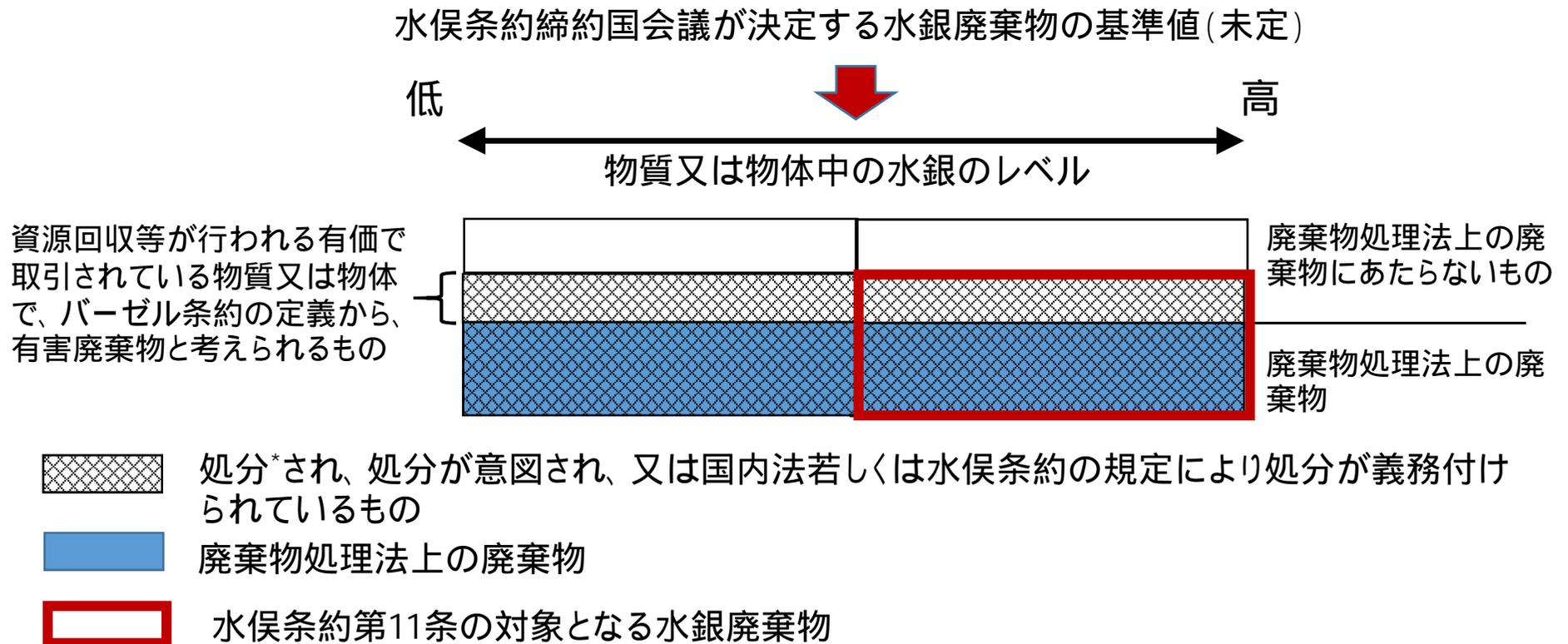
水銀等の適正な管理のため、指定される物質を貯蔵する者に対して、国が定める指針に沿った貯蔵を求める。

- **対象物質**：水銀、塩化第一水銀、酸化第二水銀、硫酸第二水銀、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物、硫化水銀：重量濃度95%以上  
辰砂の場合は硫化水銀の含有量に関係なく対象となる。
- **指針の対象者**：水銀等を貯蔵する者  
一定量の水銀等の貯蔵者は、定期的に主務大臣に状況を報告
- **定期報告の対象要件**：一の年度において保管した対象物質のいずれかの最大量が30kg以上となった場合
- **定期報告の対象者**：水銀等を貯蔵する者（水銀等の所有者が他者に貯蔵を委託した場合は、委託を受けた者を対象）
- **報告事項及び方法**：貯蔵の状況、目的、年間収支、廃棄物処理法上の廃棄物への移行量等を年に1回報告する。

# 水銀汚染防止法の概要

## 第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置（第23、24条）

水俣条約上の水銀廃棄物には、廃棄物処理法上の廃棄物の定義に該当しないものが含まれることから、「水銀含有再生資源」を新しく定義。（例：非鉄金属製錬スラッジ）



\*バーゼル条約締約国に対しては、バーゼル条約における定義が水俣条約の対象となる廃棄物に適用される。バーゼル条約における「処分」は、資源回収等も含む。

# 水銀汚染防止法の概要

## 第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置（第23、24条）

### 水銀含有再生資源：

水銀等又はこれらを含む物であって、水銀等の含有量に関する要件に該当し、バーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもののうち有用なもの

✓ バーゼル条約附属書 Bの処分の例：

- ・R4:金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- ・R7:汚染の除去のために使用した成分の回収
- ・R8:触媒からの成分の回収、等

- ✓ 廃棄物処理法上の廃棄物及び放射性物質(汚染物含む。)を除く。
- ✓ 「水銀等又はこれらを含む物」については、主務省令において該当要件を規定。

条約締約国会議(COP)における基準値等の議論を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

# 水銀汚染防止法の概要

## 第八章 水銀含有再生資源の管理に関する措置（第23、24条）

○ 水銀含有再生資源を管理する者に対して、国が定める指針に沿った管理を求める。

- **指針の対象者**：水銀含有再生資源を管理する者（他者に保管・運搬等の個別の行為を委託した場合は、同等の措置を、管理者が委託先に求める）

水銀含有再生資源の管理者は、定期的に主務大臣に状況を報告。

- **定期報告の対象者**：水銀含有再生資源を管理する者（他者に保管・運搬等の行為を委託した場合は、当該管理者が委託先における委託保管・委託運搬等も含めて包括的に報告）
- **報告事項及び方法**：管理の状況、目的、年間収支、処分作業別の処分量（又は用途別の使用量）、廃棄物処理法上の廃棄物への移行量等を年に1回報告する。

# 製造、輸出入等に関する 措置について

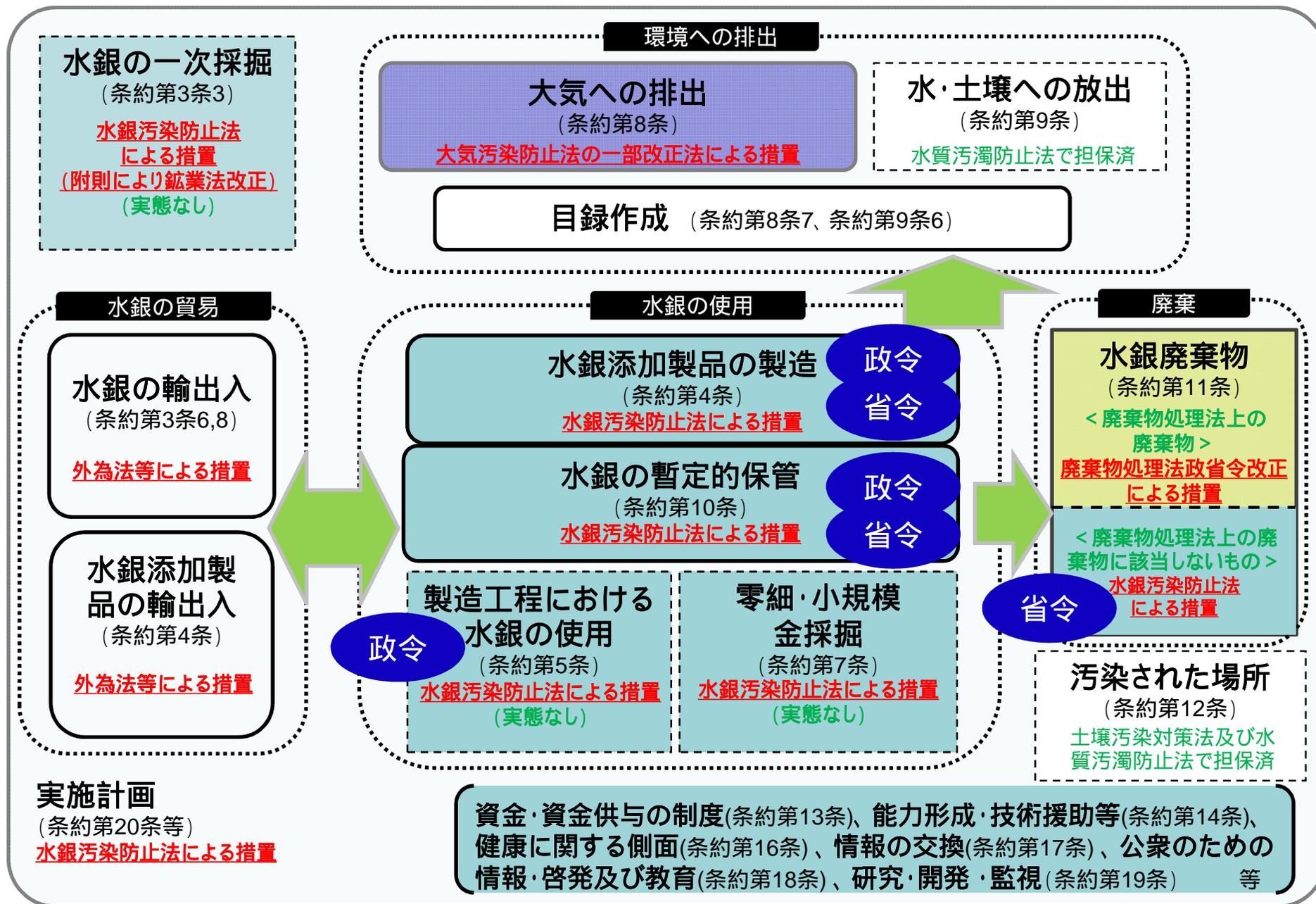
## 目次

- 1．水俣条約と国内担保法の関係
- 2．水銀使用製品の製造等に関する措置
- 3．水銀を使用する製造工程に関する措置
- 4．特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出入に関する措置

## 目次

- 1 . 水俣条約と国内担保法の関係
- 2 . 水銀使用製品の製造等に関する措置
- 3 . 水銀を使用する製造工程に関する措置
- 4 . 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出入に関する措置

# 1. 水俣条約の構成と担保措置等との関係



# 水銀汚染防止計画に規定する法的措置の施行時期

2016

2017

2018

2021

水銀汚染防止法

2016年  
12月18日  
適正回収等の  
努力義務規定  
施行

条約発効日  
・水銀鉱掘採禁止  
・新用途水銀使用製品製造等制限  
・特定製造工程水銀等使用禁止  
・水銀等使用金採取禁止  
・水銀等貯蔵規制  
・水銀含有再生資源管理規制 施行

2018年  
1月1日  
特定水銀使用製品の  
製造規制施行  
(前倒し分)

2020年  
12月31日  
特定水銀使用製品の  
製造規制施行

条約発効日以降  
水銀汚染防止計画公布

条約発効日  
水銀等輸出入規制施行

2018年  
1月1日  
特定水銀使用製品の  
輸出入規制施行  
(前倒し分)

2020年  
12月31日  
特定水銀使用製品等  
の輸出入規制施行

2018年4月1日(条約発効日が2018年4月1  
日以後となる場合は条約発効日)  
・水銀排出施設の届出制度  
・水銀等の排出基準の遵守義務・測定義務  
・要排出抑制施設の設置者の自主的取組 施行

2016年  
4月1日  
廃水銀等の特別管理廃棄物への指定、  
収集・運搬基準の施行

2017年  
10月1日  
廃水銀等(特別管理廃棄物)の処分基準の施行  
水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等の処理基準の施行

外国為替及び  
外国貿易法

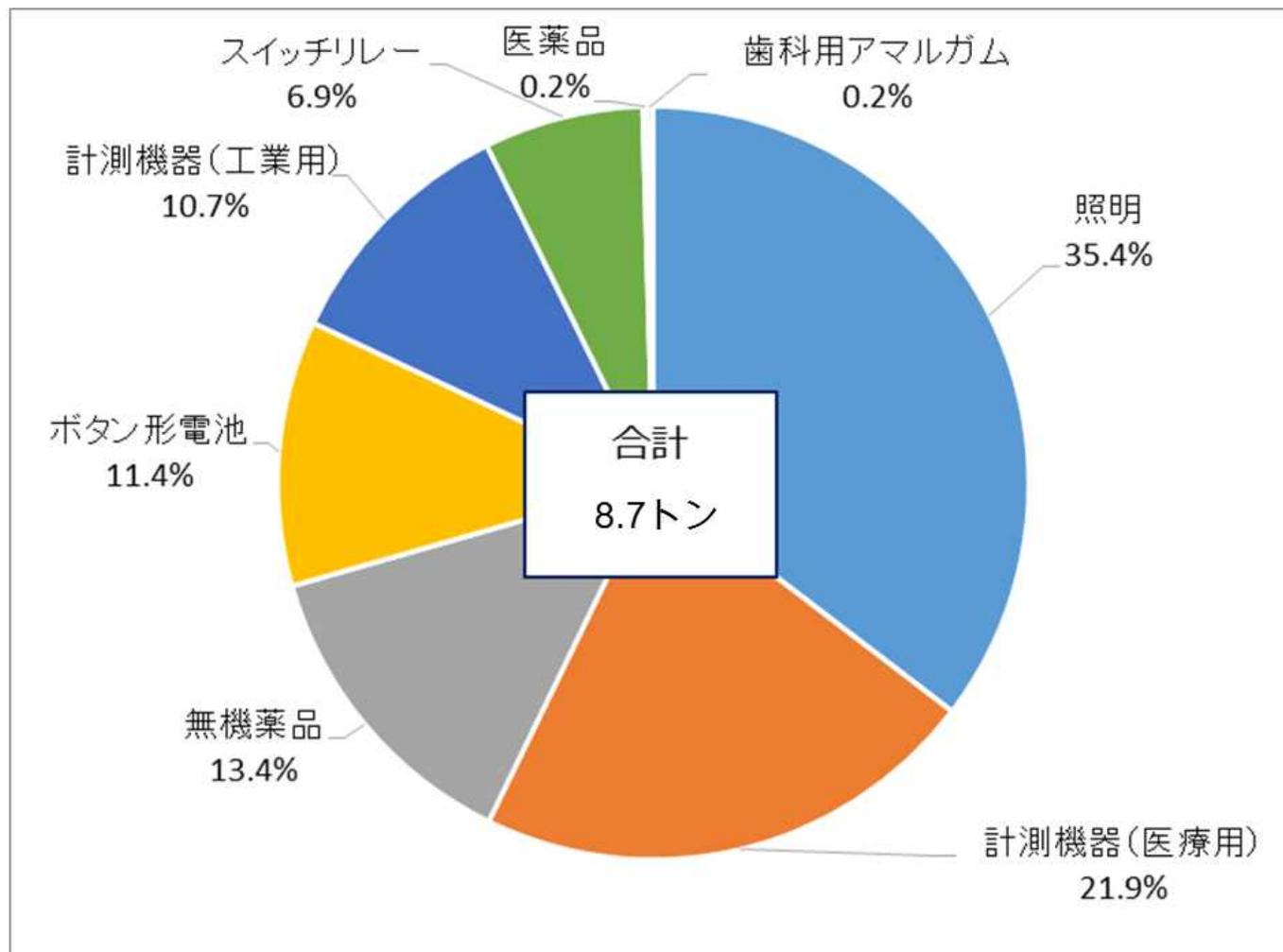
大気汚染防止法

廃棄物処理法

水銀に関する水俣条約発効

(参考)

## 我が国における水銀の用途



出典：我が国の水銀に関するマテリアルフロー（2010年度ベース、2016年更新）

## 目次

- 1 . 水俣条約と国内担保法の関係
- 2 . 水銀使用製品の製造等に関する措置**
- 3 . 水銀を使用する製造工程に関する措置
- 4 . 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出入に関する措置

## 2. 水銀使用製品の製造等に関する措置

### 特定水銀使用製品の製造等禁止 (法2条、5～12条関係)

- 条約で段階的廃止が求められている製品品目（電池、蛍光灯等）について、条約を上回るより強化された国内措置を実施
- **条約の規定より厳しい水銀含有量基準を設定**
- **製造禁止時期（廃止期限）を条約上の廃止期限（2020年）より前倒し**
- 組込製品も規制対象。製造と輸出入は同じ規制水準（輸出入規制は外為法により措置）



### < 条約を上回るより強化された国内措置の例（品目別） >

品目	水銀含有量基準等	廃止期限の前倒し (条約は全て2020年末)
酸化銀電池（ボタン電池であるものに限る）	より厳しい基準（1%）を設定（条約上2%）	2017年に前倒し
空気亜鉛電池（ボタン電池であるものに限る）	なし（条約上2%）	2017年に前倒し
アルカリマンガン電池 (ボタン電池であるものに限る)	-（条約上添加禁止）	なし
上記以外の電池	-（条約上添加禁止）	2017年に前倒し
スイッチ及びリレー	水銀含有量基準を設定せず（条約上は基準あり）	なし
一般照明用の蛍光灯（CFLs, LFLs）	なし（LEDへの転換に注力）	2017年に前倒し
一般照明用の高圧水銀ランプ（HPMV）	-（条約上添加禁止）	なし

### 新用途水銀使用製品の流通抑制 (法13～15条関係)

- 既存の水銀使用製品及びその用途をリストアップ
- 許可を得た場合を除き、製造・販売を禁止
- 製造・販売を行おうとする場合は、当該製品の利用が人の健康の保護又は生活環境の保全に寄与するかどうかについて自己評価を行い、当該評価結果等について届出



(例)ボタン電池



(例)ランプ類(HPMV以外)

## 条約で認められた用途について

### 適用除外事項

条約の附属書 A で規制対象の水銀添加製品を規定し、附属書 A の柱書き等で水銀添加製品から除外する製品を規定。

特定水銀使用製品の製造は原則禁止（法第5条）だが、条約で認められた用途のために製造されることが確実である旨の主務大臣の許可を受けた場合は製造できる（法第6条及び第8条）。

【適用除外（水俣条約附属書Aの柱書き）】

- a. 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
- b. 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
- c. 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極蛍光ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEFL）並びに計測器
- d. 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
- e. 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

非電気式の計測器であって、水銀を含まない適当な代替製品が利用可能でない場合において、**大規模な装置に取り付けられたもの**又は**高精密度の測定に使用されるもの**は、適用除外とされている（附属書A第I部）。

# 特定水銀使用製品に係る許可及び届出に関する事項を定める省令 (平成27年12月7日 厚・農・経第1号)

## ➤ 特定水銀使用製品の製造の許可（法第6条第2項関係）

### (1) 許可の申請手続

特定水銀使用製品の製造の許可を受けようとする者は、申請書（様式第一）に次に掲げる書類を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

#### 【添付資料】

特定水銀使用製品の種類を記載した書面

特定水銀使用製品の用途を記載した書面

特定水銀使用製品が申請に係る用途で用いられることが确实であることを確認できる書面

申請者（申請者が法人である場合にあっては、その法人及びその法人の業務を行う役員）が法第7条各号に該当しないことを証する書面

申請者が法人である場合にあっては、その法人の定款及び登記事項証明書

### (2) 申請書の記載事項

氏名又は名称及び住所

製造しようとする特定水銀使用製品の種類及びその数量

製造しようとする特定水銀使用製品の用途

その他主務省令で定める事項（製造しようとする特定水銀使用製品の名称及び型式）

# 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令 (平成27年12月7日内・総・財・文・厚・農・経・国・環第2号)

## 1. 既存の用途に利用する水銀使用製品（法第13条関係）

別表（既存用途製品リスト）の左欄に掲げる水銀使用製品であって同表の右欄に掲げる用途に用いられるもの（1～59号。51～59号は製剤。）

<別表イメージ>

水銀使用製品	用途
一 一次電池（アルカリボタン電池、水銀電池、空気亜鉛電池、酸化銀電池、マンガン乾電池、アルカリ乾電池に限る。）	小型電子機器等その他物品の電源
二 標準電池	起電力測定の標準
三 スイッチ及びリレー	一 電気回路における信号切替え等
	二 電流の検知
	三 温度の感知
	四 傾斜、振動又は衝撃の感知
⋮	
五十九 酢酸フェニル水銀の製剤	一 製革又は製紙
	二 繊維の柔軟剤

別表の左欄1から51までに掲げる水銀使用製品を、それぞれ同表の下欄に掲げる用途で、材料又は部品として用いて製造される水銀使用製品

別表の左欄1から51までに掲げるもの又は水銀等の製剤であって、校正、試験研究又は分析に用いられるもの

～ の水銀使用製品のほか、法第13条の規定の施行の日前に製造され、又は輸入された水銀使用製品のうち、歴史上又は芸術上価値の高いものであって、展示、鑑賞、調査研究その他の用途に利用するために販売されるもの

# 新用途水銀使用製品の製造等に関する命令 (平成27年12月7日内・総・財・文・厚・農・経・国・環第2号)(続き)

## 2. 新用途水銀使用製品の製造等に関する評価

### (1) 評価の方法(法第14条第1項関係)

法第14条第1項に規定する新用途水銀使用製品の製造等に関する評価の方法として、評価項目の選定、製造等の量等に係る複数案の設定・比較、定量的な調査・分析等を定める。

#### 【評価の方法】

- 必要な情報を把握すること。
- 評価項目及び新用途水銀使用製品の製造等の数量等に関する複数案を設定すること。
- 複数案ごとに評価項目について評価し、複数案それぞれを相互に比較して、新用途水銀使用製品の利用が人の健康の保護及び生活環境の保全に寄与するかどうかについて総合的な評価を行うこと。等

### (2) 評価等の届出手続(法第14条第1項及び第2項関係)

法第14条第1項及び第2項に規定する新用途水銀使用製品の製造等に関する評価及び評価結果等の主務大臣への届出の手續、届出事項・様式等を定める。

届出をしようとする者は、当該届出に係る新用途水銀使用製品の製造等の**業務の開始の日の45日前**までに、規定の届出事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。

届出者が法人である場合には、その法人の定款及び登記事項証明書を添付。

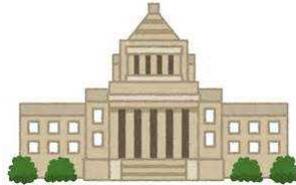
### 水銀による環境の汚染の防止に関する法律第十四第四項の期間を定める省令 (環境省令第37号)

事業所管大臣から届出の写しの送付を受けた環境大臣が、その届出について事業所管大臣に対して意見を述べることができる期間を**30日**とする。

# 水銀使用製品に関する情報提供

## 国の責務

- 一般廃棄物の処理責任を有する市町村が水銀使用製品を適正に回収するために必要な技術的な助言等の措置を講ずるよう努める  
(法第16条関係)



## 市町村の責務

- 市町村に廃棄された水銀使用製品を適正に回収するために必要な措置を講ずるよう努める  
(法第17条関係)



## 水銀使用製品を製造又は輸入する事業者の責務

- 製造又は輸入した水銀使用製品への水銀等の使用に関する表示その他の消費者が水銀使用製品を適正に分別して排出することを確保することに資する情報を提供するよう努める (法第18条関係)



# 水銀使用製品の適正分別・排出の確保のための表示等情報提供に関するガイドラインの概要

## 目的

1. 水銀使用製品の廃棄時における環境汚染を防止すべく、製品からの水銀回収や焼却処理の防止を進めるため、廃棄時の適正な分別・排出を促進
2. 市町村等における水銀使用製品の適正な回収のための措置、行政や廃棄物処理業者等による普及啓発活動を促進

## 対象範囲

1. 水銀使用製品の製造・輸入事業者
2. 消費者への情報提供
3. 組込製品製造事業者
4. 輸入製品も含む

## 情報提供の開始時期

- 平成28年12月18日施行

## 基本方針

1. 製品本体 / パッケージ / 取り扱い説明書への表示、パンフレット / カタログ / HP への掲載、販売店での告知等の方法の中から、当該水銀使用製品の種類・特性等の状況を考慮して効果が大いと考えられる方法で情報提供を行う
2. 業界団体の自主ガイドラインが策定された場合は、それに従って情報提供を行うことが望ましい

## 情報提供の内容

1. 分別・回収の重要性
2. 水銀等の使用箇所
3. 水銀の含有量（重量、濃度）
4. 処分方法



## 目次

- 1 . 水俣条約と国内担保法の関係
- 2 . 水銀使用製品の製造等に関する措置
- 3 . 水銀を使用する製造工程に関する措置**
- 4 . 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出入に関する措置

### 3 . 水銀を使用する製造工程に関する措置

- 特定の製造工程における水銀等の使用を禁止する（法第19条）

➤ クロルアルカリ製造等 2 つの製造工程

水酸化ナトリウム又は水酸化カリウム

アセトアルデヒド

➤ 塩化ビニルモノマー製造等 3 つの製造工程

クロロエチレン（別名：塩化ビニル）

ナトリウムメトキシド、ナトリウムエトキシド、カリウムメトキシド又はカリウムエトキシド

ポリウレタン

## 目次

- 1 . 水俣条約と国内担保法の関係
- 2 . 水銀使用製品の製造等に関する措置
- 3 . 水銀を使用する製造工程に関する措置
- 4 . **特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出入に関する措置**

## 4 . 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出入に関する措置

### • 輸出

- 輸出貿易管理令 別表2 35の4（未施行）
- 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について（未施行）  
（輸出注意事項27第25号（H27.11.11））

### • 輸入

- 水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（未施行）（経済産業省告示第159号）
- 特定の水銀の輸入承認について（未施行）  
（輸入注意事項27第18号（H27.11.11））
- 特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について（未施行）  
（輸入注意事項27第19号（H27.11.11））

### • 経済産業省HP（水銀に関する水俣条約（水俣条約）関係について）

- [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/08\\_minamata/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/index.html)

# 輸出入規制に係る特定水銀、特定水銀化合物

---

- 特定水銀
  - 水銀（水銀濃度が全重量の95%以上である混合物、合金を含む）
- 特定水銀化合物
  - 塩化第一水銀
    - 混合物の場合、塩化第一水銀の含有量が全重量の95%以上であるもの
  - 酸化第二水銀
    - 混合物の場合、酸化第二水銀の含有量が全重量の95%以上であるもの
  - 硫酸第二水銀
    - 混合物の場合、硫酸第二水銀の含有量が全重量の95%以上であるもの
  - 硝酸第二水銀、硝酸第二水銀水和物
    - 混合物の場合、硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物の含有量の合計が全重量の95%以上であるもの
  - 硫化水銀
    - 辰砂に含まれるものを含む。混合物（辰砂に含まれる場合を除く）の場合、硫化水銀の含有量が全重量の95%以上であるもの

# 特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について

- 輸出貿易管理令 別表2 35の4（未施行）
- **特定の水銀、水銀化合物及び水銀使用製品等の輸出承認について**  
（未施行） （輸出注意事項27第25号（H27.11.11））
  - [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/export/2015/20151111\\_350\\_ex.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/export/2015/20151111_350_ex.pdf)
- 1. 適用地域 全地域
- 2. 適用品目
  - ・特定水銀、特定水銀化合物
  - ・特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品
- 3. 輸出承認の申請
- 4. 輸出の承認
- 5. 承認の条件 輸出後の使用状況の報告（特定水銀、特定水銀化合物）
- FAQ  
[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/08\\_minamata/minamata\\_qa.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/minamata_qa.html)

# 特定の水銀の輸入承認について

---

- 水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（新設）（経済産業省告示第159号） 第1号
  - **特定の水銀の輸入承認について**（新設）  
（輸入注意事項27第18号（H27.11.11））
- [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/exim/2015/20151111\\_389\\_ei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/exim/2015/20151111_389_ei.pdf)
1. 対象品目
    - ・水俣条約非締約国又は地域を船積地域とする特定水銀
  2. 書面申請手続
  3. 輸入承認基準
    - ・ 及び の供給源からではないこと（輸出国が証明書を提出）  
水俣条約発効日以降に新たに開発された鉱山から一次採掘された水銀  
クロルアルカリ設備の廃棄から生じる余剰の水銀
    - ・実験室規模の試験研究用、参照の標準用として用いられるもの

# 特定水銀使用製品等の輸入承認について

---

- 水銀に関する水俣条約に係る輸入の承認を受けるべき貨物の船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表（新設）（経済産業省告示第159号） 第2号
  - **特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品の輸入承認について（新設）**  
（輸入注意事項27第19号（H27.11.11））
    - [http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/exim/2015/20151111\\_390\\_ei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/exim/2015/20151111_390_ei.pdf)
1. 対象品目
    - ・全地域を船積地域とする特定水銀使用製品及びこれを部品として使用する製品
  2. 書面申請手続
  3. 輸入承認基準
    - 市民の保護及び軍事的用途に不可欠な製品
    - 研究、計測器の校正及び参照の標準としての使用を目的とする製品
    - 水銀を含まない実現可能な代替製品によって交換することができない場合におけるスイッチ及び継電器、電子ディスプレイ用の冷陰極ランプ（CCFL）及び外部電極蛍光ランプ（EEL）並びに計測器
    - 伝統的な慣行又は宗教上の実践において使用される製品
    - 保存剤としてのチメロサルを含むワクチン

# 水銀等の貯蔵について

# 本説明の内容

1. 水銀等の環境上適正な貯蔵について
2. 水銀等の貯蔵に関する報告について

# 1. 水銀等の環境上適正な貯蔵について

# 水銀等の貯蔵について

## 水銀等の貯蔵の定義

水銀等の貯蔵とは、水銀等を現に所持し、販売や製品の製造、試験研究等のためにとっておくこと又はためておくこと。貯蔵を他者に委託した場合は、その相手方が「水銀等貯蔵者」となる。

- 水銀等が封入された製品(例:水銀血圧計)を所持していることは「水銀等の貯蔵」に該当しない。
- 水銀等の試薬、顔料については、原料等としての販売や製品製造等のために蓄えられていると考えられることから、含有量の基準を満たすものであれば「水銀等の貯蔵」に該当する。
- 貯蔵に当たっては、「水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針」(以下「指針」という。)に基づき、環境上適正に貯蔵を行う必要がある。

# 水銀等の貯蔵について

## 環境上適正な貯蔵が特に必要な水銀等

- 水銀(水銀以外の金属との合金に含まれる場合を含む。)
- 塩化第一水銀
- 酸化第二水銀
- 硫酸第二水銀
- 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
- 硫化水銀(辰砂に含まれるものを含む)

\* 水銀等の重量が95%以上の混合物を含む。

\* 廃棄物処理法上の廃棄物に該当するものは除く。

- 硝酸第二水銀及び硝酸第二水銀水和物
  - ✓ いずれか一方のみを貯蔵している場合でも水銀等の貯蔵に該当する。
  - ✓ 混合している場合は、水和物の合計の含有量が全重量の95%以上の場合に水銀等貯蔵者に該当する。
- 硫化水銀
  - ✓ 辰砂である場合は、硫化水銀の含有量にかかわらず水銀等の貯蔵に該当する。
  - ✓ 硫化水銀の含有量が95%を超える朱肉の所持は、固有の製品形状を持ち、使用中に組成や形状が変更することがない製品であることから「水銀等の貯蔵」には該当しない。

# 環境上適正な貯蔵のための措置

## 貯蔵の容器又は包装(飛散・流出防止)

### < 指針 >

- 水銀等の容器又は包装は、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。

### ➤ 水銀

- ✓ 水銀容器に適した材質：常温では水銀と反応しない炭素鋼又はステンレス鋼
- ✓ 次のような容器が望ましい。
  - 以前の保管物による破損がなく、それらが水銀と有害な反応をおこさない
  - 容器の構造的統合性を損なわない
  - 過度な腐食がない
  - 腐食を防ぐための保護コーティング(塗料)が施されている 等

### ➤ 水銀化合物

- ✓ 物性及び反応性を踏まえて、適切な材質を選択

### ➤ 飛散・流出してしまった場合

- ✓ 速やかに容器からの飛散・流出を止める措置をとる
- ✓ 飛散・流出した水銀の回収等の応急処置をする



水銀を貯蔵する容器の例  
(内部がエポキシ塗装された鋼鉄製容器)

# 環境上適正な貯蔵のための措置

## 貯蔵の容器又は包装(名称の表示)

### < 指針 >

- 水銀等の容器又は包装に、水銀等の名称(水銀等の混合物(辰砂を除く。))  
にあつては、水銀等の名称及び含有量)を表示すること。
- 貯蔵しているものが水銀等であることが認識できるよう、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものとする。
- 表示場所については、通常の貯蔵状態で視認可能となるよう表示(例:  
容器に入れた上で包装する場合は、包装への表示)する。

# 環境上適正な貯蔵のための措置

## 貯蔵場所(表示、構造)

### < 指針 >

- 水銀等を貯蔵する場所に、水銀等の名称を表示すること。
- 水銀等を貯蔵する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- 水銀等を貯蔵する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

# 環境上適正な貯蔵のための措置

## 他者への委託(情報提供)

### < 指針 >

- 水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供すること。

- 委託先においても環境の汚染を防止するための取組が必要

➡ 水銀汚染防止法に基づく貯蔵の規制の対象となる水銀等であることを明示的に伝達することが必要

- 委託先が水銀汚染防止法第22条第1項に基づき適切に国(事業所管官庁)に報告ができるよう、以下の情報を伝達することが望ましい
  - ✓ 物質の名称、純度、量
  - ✓ 貯蔵の目的

- 情報提供は原則書面で行う
- 例えば契約書等に、貯蔵に当たっての指針の遵守及び定期報告義務を履行することについて明記する

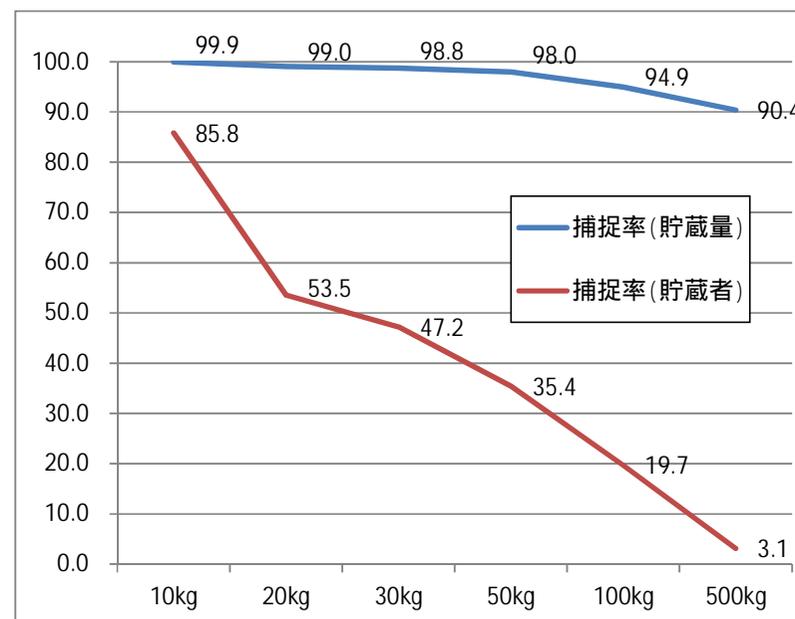
## 2. 水銀等の貯蔵に関する報告について

# 水銀等の貯蔵に関する報告について

## 貯蔵に関する報告が求められる水銀等

- 当該年度において事業所で貯蔵した最大量が30kg以上の水銀等
  - 混合物の場合は、混合物の重量が30kg以上となった場合
  - 貯蔵した最大量が30kg以上となっているかどうかの判断は、事業所ごとに行う。同一又は隣接敷地内でない場合も、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀等の貯蔵が一体として行われている場合は、一事業所として取り扱って差し支えない。

水銀等の貯蔵の閾値について  
調査により、水銀貯蔵の定期報告の要件を30kg以上とすれば、貯蔵者の捕捉率は47%、貯蔵量の捕捉率は約99%となり、現状で把握されている国内の水銀貯蔵量のほぼ全量を確認できる



# 報告事項

## 報告が求められる事項

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 水銀等貯蔵者において行われる水銀等の貯蔵に係る事業
- 年度当初に貯蔵していた水銀等の種類別の量
- 製造し、又は引渡しを受けた水銀等の種類別の量
- 使用し、引き渡し、又は廃棄物処理法上の廃棄物となった水銀等の種類別(使用し、又は引き渡した場合にあっては、水銀等の種類別及び使用又は引渡しの目的別)の量
- 引き渡し、又は引渡しを受けた場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地
- 年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量及び貯蔵の目的
- 指針に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組

# 報告書類の提出に関する事項

## 報告書等の提出方法

- 提出期間・報告対象期間
  - ✓ 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに、前年度の4月1日から3月31日までの1年間の貯蔵の内容を報告する。
  
- 提出先
  - ✓ 水銀等の貯蔵に係る事業を所管する省庁の窓口(2つ以上の水銀等の貯蔵に係る事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口)に報告書等を持参又は郵送
  
- 提出に関する留意事項
  - ✓ 報告書等は必ず控えをとり、関連する資料とともに保管
  - ✓ 報告書等の作成に際しては、誤りのないように注意(報告事項は個人情報を除き開示請求の対象となる)
  - ✓ 報告書等を郵送で提出する場合には、簡易書留を用いる

# 報告書類の提出に関する事項

## 提出書類

### ➤ 提出書類の様式

- ✓ 水銀等の貯蔵に関する省令(平成27年12月7日総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号)に定める様式

### ➤ 作成全般における留意事項

- ✓ 日本工業規格A4(縦置き)
- ✓ 書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでもよいが、文字は楷書で明瞭に記入
- ✓ 手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色のボールペン等の筆記用具で記入

# 報告書の記入要領

## 記入要領

このスライド以降は報告様式と合わせてご覧ください。

『年月日』： 事業所管大臣への報告年月日(窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日)

『あて先』： 事業所において行っている水銀等の貯蔵に係る事業を所管している大臣名。事業者が2つ以上の水銀等の貯蔵に係る事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する大臣名を連名で記入(共管の場合も連名)。

『報告者(住所、氏名、印)』： 提出日(報告日)時点の、事業者の主たる事務所(本社等)の郵便番号及び住所、事業者名(登記上の名称)及びその代表者の役職名・氏名。代表者印(登記されている印鑑)を押印するか、又は代表者の方が署名。

# 報告書の記入要領

## 記入要領

『報告者(住所、氏名、印)』: 報告者は、この報告を水銀等の貯蔵を担当する部署の長など事業者の水銀等の貯蔵に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができる。この場合には、以下のように記入する。

\* 報告に委任状を添付する必要はない。(法人内部で適切な委任行為を行っておくこと。)

様式(第三条関係)

水銀等貯蔵報告書

平成XX年X月XX日

環境大臣 殿

報告者

住所 〒XXX-XXXX

東京都千代田区霞ヶ関 - -

氏名 環境株式会社

代表取締役社長 環境花子

代理人 環境本部長 環境太郎 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記入し、代理人の印を押す。この場合、報告者(代表者)の押印は必要ない。なお、代理人についても本人が署名することにより、押印に代えることができる。

# 報告書の記入要領

## 記入要領

- 1 『事業所の名称』： 事業者が水銀等を貯蔵している場所の事業所名(支店名、営業所名等)を記入。
- 2 『事業所の所在地』： 事業者が水銀等を貯蔵している場所の郵便番号及び住所(都道府県名から番地まで)を記入。
- 3 『担当者氏名及び連絡先』： 報告書を作成した担当者の所属する部署、氏名(ふりがな)、電話番号を記入。通常の業務時間内(9～17時)に電話が繋がりにくい場合は、メールアドレスも記入。

『水銀等の貯蔵に係る主たる事業』： 事業者で行われている水銀等の貯蔵に係る事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入。日本標準産業分類については、総務省統計局の「政府統計の総合窓口」にある次のサイトで確認。「細分類」とは、分類コードが4桁の項目名を指す。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

水銀等の貯蔵に係る2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については別紙1に記入。

\* 本制度における報告書等は、様式の『主たる事業を所管する大臣』及び別紙1の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出

# 報告書の記入要領

## 記入要領

『水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣』： 上記 で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入。また、上記 で記入された主たる事業が複数大臣の共管である場合、大臣名を連名で記入。

『前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量』： 報告書を提出する年の3月31日の時点で貯蔵していた水銀等の量を、種類別に記入。記入する単位はkg。混合物の場合には、水銀又は水銀化合物に換算した重量と混合物の重量の両方を記載。

『前年度における水銀等の貯蔵状況』： 別紙2に報告する際の前年度(4月1日から翌年の3月31日まで)における水銀等の貯蔵状況を記入。

# 報告書の記入要領

## 記入要領

『指針に基づき実施した取組等』：指針に示された取組について、事業所で実施した内容を、「容器」、「貯蔵場所」、「他者への委託」に分けて、次のように記載。

容器：水銀等を入れる容器が、水銀等が飛散し、又は流出するおそれのないものとなっていること、名称（混合物の場合は混合されている水銀等の名称及び含有量）を表示していることを示すため、具体的な材質や形状を記入。具体的な状況が分かるように、補足のために写真を貼付することができる。

貯蔵場所：水銀等を貯蔵する場所に鍵をかける設備を備えているか、周囲に堅固な柵を設けていること、また、貯蔵している水銀等の名称を表示していることを示すため、具体的な設備の状況を記入。具体的な状況が分かるように、補足のため写真を貼付することができる。

他者への委託：水銀等の貯蔵を他の者に委託するときは、その相手方に対し、その貯蔵を委託するものが水銀等である旨の情報を提供したこと等を記入。

# 報告書(別紙2)の記入要領

## 記入要領

タイトル: 「水銀等の種類」の右の( )に、水銀、水銀化合物の名称を記入。混合物の場合は、「塩化第一水銀と の混合物(塩化水銀の割合 %)」と混合物を構成する物質の名称と、水銀等の含有割合を記入。別紙2は物質ごとに作成することが必要。

『年度当初に貯蔵していた量』: 報告する年の前年の4月1日に貯蔵していた量(前回の報告書に記載した別紙2の の数値と同じ)を記入。

『製造した量』: 水銀の場合、当該年度内に水銀含有再生資源又は水銀廃棄物から回収した水銀の総量を記入。水銀化合物の場合、当該年度内に水銀から製造した水銀化合物の総量を記入。

『引渡しを受けた量』: 別紙2の冒頭に記入した水銀等を、他者から引渡し(購入を含む)を受けた場合、その重量を記入。また、引き渡した法人の名称及び代表者の氏名、事業所の名称及び所在地を記入。

# 報告書(別紙2)の記入要領

## 記入要領

『使用した量』： 報告書を作成する事業所において水銀等を使用した場合は、その重量及び使用目的を記入。

『引き渡した量』： 報告書を作成している事業所から搬出された水銀等の量を記入(廃棄物として処理するために搬出されたものを除く。)。その直下の欄に引渡し(売却を含む)の目的(引渡しを受けた者における用途)を記入し、個人に引き渡した場合は、その個人の住所(都道府県から)及び氏名をその下の欄に記入。法人に引き渡した場合は、直下の欄に法人の名称と代表者の氏名を記入し、その下の欄に引き渡した水銀等が貯蔵される予定の事業所( 支店、 営業所まで)の名称及び所在地(都道府県から)を記入。海外に輸出した場合には、まず輸出先における使用目的を記入し、その下に「( 国への輸出)」と記入。複数の国に輸出した場合、また同じ国でも使用目的が異なる場合は、それぞれ別の欄に記入。

# 報告書(別紙2)の記入要領

## 記入要領

『廃棄物となった量』: 貯蔵していたものが使用されないまま廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記入。廃棄物として処理するために事業所から搬出された量、又は事業所内で処分した量を記入。

廃棄物となった量には、当該年度に廃棄物となったもので、廃棄物として処理するために事業所から搬出された量、事業所内で処分した量のほか、3月31日時点で事業所外に搬出されずに保管している廃棄物の量が該当する。

廃棄物として処分することが予定されていて、3月31日の時点で事業所外に搬出されていない又は事業所内で処分していないものを保管している場合(当該年度に廃棄物となったかは問わない)は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 kg」と記入。

『年度末に貯蔵していた量』: 報告する年の3月31日に貯蔵していた量を記入。その値が、次の式から計算される値と異なる場合は「備考欄」に理由を記入。  
$$\text{記入値} = \text{前年度末貯蔵量} + \text{本年度発生量} - \text{本年度処分量} - \text{本年度搬出量}$$

また、貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記入。 22

# 関連情報

➤ 水銀等の貯蔵に関する省令

[http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/meopl\\_04\\_05.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/meopl_04_05.pdf)

➤ 水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

[http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/meopl\\_05\\_01.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/meopl_05_01.pdf)

➤ 水銀等の貯蔵に関するガイドライン

報告の要領、提出先等を記載したガイドラインを、今後水俣条約の発効日が固まったタイミングで公表予定。(下記URLの環境省ウェブサイトに掲載予定)

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>

# 水銀含有再生資源の管理について

# 本説明の内容

1. 水銀含有再生資源の環境上適正な管理について
2. 水銀含有再生資源の管理に関する報告について

# 1. 水銀含有再生資源の 環境上適正な管理について

# 水銀含有再生資源について

## 水銀含有再生資源の定義

水銀等又はこれらを含有する物であって、水銀等の含有量に関する要件に該当し、バーゼル条約附属書 Bに掲げる処分作業がされ、又はその処分作業が意図されているもののうち有用なもの。(水銀汚染防止法第2条第2項)

- ✓ バーゼル条約附属書 Bの処分の例：
  - ・R4:金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
  - ・R7:汚染の除去のために使用した成分の回収
  - ・R8:触媒からの成分の回収、等
- ✓ 廃棄物処理法上の廃棄物及び放射性物質(汚染物含む。)を除く。
- ✓ 「水銀等又はこれらを含有する物」については、主務省令において該当要件を規定

# 水銀含有再生資源について

## 水銀含有再生資源の該当要件

- 特定有害廃棄物等の輸出入の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物（平成10年環境庁・厚生省・通商産業省告示第1号）別表第3第27号に掲げるものに該当するもの

二十七 水銀又は水銀化合物を含む物であって次に掲げるもの

イ 水銀、安息香酸第二水銀、塩化エチル水銀、塩化第一水銀、塩化第二水銀、塩化第二水銀アンモニウム、塩化メチル水銀、オキシシアン化第二水銀、オレイン酸第二水銀、グルコン酸第二水銀、酢酸第二水銀、サリチル酸第一水銀、酸化第二水銀、シアン化第二水銀、シアン化第二水銀カリウム、ジエチル水銀、ジメチル水銀、臭化第二水銀、硝酸第一水銀、硝酸第二水銀、水酸化フェニル水銀、チオシアン酸第二水銀、砒ひ酸第二水銀、よう化第二水銀、よう化第二水銀カリウム、雷こう、硫化第二水銀、硫酸第一水銀又は硫酸第二水銀を0.1重量パーセント以上含む物

ロ 核酸水銀、酢酸第一水銀、酢酸フェニル水銀、硝酸フェニル水銀又はチメロサルを一重量パーセント以上含む物

ハ イ及びロに掲げる水銀化合物以外の水銀化合物を含む物

ニ 条約附属書 のD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物（詳細条件あり）

ホ ニに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物（詳細条件あり）

[http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin\\_info/law/10/pdf/pamph\\_gaiyo06.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/pamph_gaiyo06.pdf)

# 水銀含有再生資源の管理

## 水銀含有再生資源の管理

- 「水銀含有再生資源の管理」とは、水銀含有再生資源の所有権を有し、保管、運搬、処分作業(再生利用)を行うことをいう。
- 水銀含有再生資源の所有者が、その管理を他者に委託した場合も、その所有権を引き続き有する者である委託した者が「水銀含有再生資源管理者」となる。
- 水銀含有再生資源管理者は、「水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針」(以下「指針」という。)に基づき、環境上適正に管理を行う必要がある。

# 管理に共通する事項

## 飛散・流出防止

### < 指針 >

- 水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにすること。
- 金属水銀が含まれている場合は、次のような措置により揮発を防止することが考えられる
  - ✓ 保管施設・設備について、密閉化や床面を不透水性の材質とする等の必要な措置を講ずる。
  - ✓ 運搬中に容器が落下・転倒することのないように積載する。
  - ✓ 運搬の容器や施設・設備を定期的に点検し、破損等があった場合には速やかに補修する。
  - ✓ 高温にさらされないようにすること。
- 飛散・流出してしまった場合
  - ✓ 速やかに容器からの飛散・流出を止める措置をとる
  - ✓ 飛散・流出した水銀含有再生資源の回収等の応急処置をする

# 管理に共通する事項

## 悪臭、騒音・振動防止

### < 指針 >

- 水銀含有再生資源の管理に伴う悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。
- 水銀含有再生資源の保管、運搬、又は処分作業の実施において、水銀含有再生資源から悪臭が発生するおそれがある場合には、温度管理や使用する容器及び設備を密閉化する。
- 運搬時や処分作業の実施時において、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずる。

# 管理に共通する事項

## 委託先への情報提供

### < 指針 >

- 水銀含有再生資源の保管、運搬又は処分作業(バーゼル条約附属書 B に掲げる処分作業)を他の者に委託するときは、その委託する相手方において指針に定める措置と同等の措置が講じられるよう、その相手方に対し、必要な情報を提供すること。

### ➤ 水銀含有再生資源の管理を他者に委託する場合、水銀含有再生資源管理者は引き続きその水銀含有再生資源の管理者として水銀汚染防止法に基づく措置を実施する責任を有する

- ✓ 事前に、委託先において指針に示される措置が確実に実施されることを確認する
- ✓ 水銀汚染防止法に基づく管理の規制の対象となる水銀含有再生資源であることを明示的に伝達する

### ➤ 委託先が適切に管理を行えるよう、以下の情報を伝達することが望ましい

- ✓ 物質の名称、組成、量
- ✓ (処分作業を委託する場合) 処分作業の種類及び目的

### < 契約書の記載事項 >

- 水銀含有再生資源の管理方法
- 再委託先に対しても同様の情報提供を行うこと

# 管理に共通する事項

## 譲渡先への情報提供

### < 指針 >

- 水銀含有再生資源を譲渡するときは、その譲渡する相手方に対し、その譲渡するものが水銀含有再生資源である旨の情報を提供すること。
- 
- 譲渡先が、水銀含有再生資源管理者として水銀汚染防止法に基づき適切に管理及び定期報告を行えるよう、当該物質が水銀汚染防止法上の「水銀含有再生資源」に該当し、法に基づく管理と報告が義務付けられていることを伝える。
  - 譲渡先が適切に管理を行えるよう、以下の情報を伝達することが望ましい
    - ✓ 物質の名称、組成、量

### < 契約書の記載事項 >

- 水銀含有再生資源の管理方法

# 保管に関する事項

## 容器の要件

### < 指針 >

- 水銀含有再生資源の容器は、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出するおそれのないものとする。
- 水銀含有再生資源の含水量、総重量のほか、水銀含有再生資源に含まれている金属や化学物質の特性を踏まえて、揮発や化学反応(腐食、発熱等)が起こらない材質・形状とする

## 容器の表示

### < 指針 >

- 水銀含有再生資源の容器に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
- 保管するものが水銀含有再生資源であることがわかるように、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものにする。

# 保管に関する事項

## 保管場所の表示・構造

### < 指針 >

- 水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨を表示すること。
- 水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかける設備を備えること。ただし、その場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、この限りでない。
- 水銀含有再生資源を保管する場所が性質上鍵をかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固な柵を設けること。

- 水銀含有再生資源の保管場所には、水銀含有再生資源を保管していることを表示する。
- 水銀含有再生資源であることがわかるように、文字の色・大きさ等により目立ちやすいものにする。

## 2. 水銀含有再生資源の管理 に関する報告について

# 水銀含有再生資源の管理に関する報告

## 管理に関する報告が求められる水銀含有再生資源

- 全ての水銀含有再生資源は報告対象となる。
  - 量について要件はない。
  - 報告は事業所ごとに行う。
  - 同一又は隣接敷地内でない場合も、道路や河川等を隔てて近接しており、かつ、水銀含有再生資源の管理が一体として行われている場合は、一事業所として取り扱って差し支えない。

# 報告事項

## 報告が求められる事項(1 / 2)

- 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 事業所の名称及び所在地
- 水銀含有再生資源管理者において行われる水銀含有再生資源の管理に係る事業
- 年度当初において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量
- 生じ、又は譲り受けた水銀含有再生資源の種類別の量
- 譲り渡し、処分作業(バーゼル条約附属書IV Bに掲げる処分作業をいう。以下同じ。)を行い、又は廃棄物処理法上の廃棄物となった水銀含有再生資源の種類別(譲り渡し、又は処分作業を行った場合にあっては、水銀含有再生資源の種類別並びに譲渡しの目的別又は処分作業の種類及び目的別)の量
- 譲り渡し、又は譲り受けた場合にあっては、その相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名並びに事業所の名称及び所在地

# 報告事項

## 報告が求められる事項(2 / 2)

- 年度末において管理していた水銀含有再生資源の種類別の量及び管理の目的
- 法第二十三条第一項に規定する指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組
- 保管、運搬又は処分作業を委託した場合にあっては、その委託した水銀含有再生資源の種類別の量及び当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者(以下本号において「受託者」という。)に係る以下の事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
  - (2) 受託者が保管、運搬又は処分作業を行った場合にあっては、保管若しくは処分作業を行った事業所の名称及び所在地又は運搬の経路
  - (3) 受託者に処分作業を委託した場合にあっては、委託した処分作業の種類及び目的
  - (4) 水銀含有再生資源の環境上適正な保管、運搬又は処分作業のために受託者が実施した取組

# 報告書類の提出に関する事項

## 報告書等の提出方法

- 提出期間・報告対象期間
  - ✓ 毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までに、前年度の4月1日から3月31日までの1年間の管理の内容を報告する。
  
- 提出先
  - ✓ 水銀含有再生資源の管理に係る事業者の事業を所管する省庁の窓口（2つ以上の水銀含有再生資源の管理に係る事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する省庁の窓口）に報告書等を持参又は郵送
  
- 留意事項
  - ✓ 報告書等は必ず控えをとり、関連する資料とともに保管
  - ✓ 報告書等の作成に際しては、記入事項に誤りのないようにすること（報告事項は個人情報を除き開示請求の対象となる）
  - ✓ 報告書等を郵送で提出する場合には、簡易書留を用いる

# 報告書類の提出に関する事項

## 提出書類

- 提出書類の様式
  - ✓ 水銀含有再生資源の管理に関する命令(平成27年12月7日内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第3号)に定める様式
  
- 作成全般における留意事項
  - ✓ 日本工業規格A4(縦置き)
  - ✓ 書類への記入は、パソコン、ワードプロセッサのほか手書きでもよいが、文字は楷書で明瞭に記入
  - ✓ 手書きで記入する場合は、消えたりにじんだりしないように黒又は青色のボールペン等の筆記用具で記入

# 報告書の記入要領

## 記入要領

このスライド以降は報告様式と合わせてご覧ください。

『年月日』： 事業所管大臣への報告年月日(窓口に提出する場合は提出日、送付の場合には発送日)

『あて先』： 事業所において行っている水銀含有再生資源の管理に係る事業を所管している大臣名。事業者が2つ以上の水銀含有再生資源の管理に係る事業を行っている場合には、それぞれの事業を所管する大臣名を連名で記入(共管の場合も連名)。

『報告者(住所、氏名、印)』： 提出日(報告日)時点の、事業者の主たる事務所(本社等)の郵便番号及び住所、事業者名(登記上の名称)及びその代表者の役職名・氏名。代表者印(登記されている印鑑)を押印するか、又は代表者の方が署名。

# 報告書の記入要領

## 記入要領

『報告者(住所、氏名、印)』: 報告者は、この報告を水銀含有再生資源の管理を担当する部署の長など事業者の水銀含有再生資源の管理に責任を有する者に報告者の代理人として委任することができる。この場合には、以下のように記入する。

\* 報告に委任状を添付する必要はない。(法人内部で適切な委任行為を行っておくこと。)

様式(第二条関係)

水銀含有再生資源管理報告書

平成 XX 年 X 月 XX 日

経済産業大臣 殿

報告者

住所 〒XXX-XXXX

東京都千代田区霞ヶ関 - -

氏名 環境金属株式会社

代表取締役社長 環境花子

代理人 環境本部長 環境太郎 印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

報告者の住所、氏名の下に代理人の役職及び氏名を記入し、代理人の印を押す。この場合、報告者(代表者)の押印は必要ない。なお、代理人についても本人が署名することにより、押印に代えることができる。 20

# 報告書の記入要領

## 記入要領

- 1 『事業所の名称』： 事業者が水銀含有再生資源を管理している場所の事業所名(支店名、営業所名等)を記入。
- 2 『事業所の所在地』： 事業者が水銀含有再生資源を管理している場所の郵便番号及び住所(都道府県名から番地まで)を記入。
- 3 『担当者氏名及び連絡先』： 報告書を作成した担当者の所属する部署、氏名(ふりがな)、電話番号を記入。通常の業務時間内(9～17時)に電話が繋がりにくい場合は、メールアドレスも記入。

『水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業』： 事業者で行われている水銀含有再生資源の管理に係る事業について、日本標準産業分類の細分類に従って事業名を記入。日本標準産業分類については、総務省統計局の「政府統計の総合窓口」にある次のサイトで確認。「細分類」とは、分類コードが4桁の項目名を指す。

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/htoukeib/TopDisp.do?bKind=10>

水銀含有再生資源の管理に係る2つ以上の業種に属する事業を行っている場合は、そのうちの主たる事業を1つのみをこの欄に記入し、それ以外の事業については別紙1に記入。

\* 本制度における報告書等は、様式の『主たる事業を所管する大臣』及び別紙1の『当該事業を所管する大臣』のすべてに同一の報告書を提出

# 報告書の記入要領

## 記入要領

『水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所管する大臣』： 上記 で記入された主たる事業について、当該事業を所管する大臣を記入。また、上記 で記入された主たる事業が複数大臣の共管である場合、大臣名を連名で記入。

『前年度の年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量』： 報告書を提出する年の3月31日の時点で管理していた水銀含有再生資源の量を、種類別に記入。記入する単位はkg。

『前年度における水銀含有再生資源の管理状況』： 別紙2に報告する際の前年度(4月1日から翌年の3月31日まで)における水銀含有再生資源の管理状況を記入。

- 1 『指針に基づき実施した取組等(水銀含有再生資源管理者の取組)』： 水銀含有再生資源の環境上適正な管理の方法に基づき実施した取組とその他の取組について、「管理に関する共通事項」、「保管に関する事項」、「その他の取組」に分けて、記入。具体的な取組がわかるように、補足のために写真を貼付することができる。

# 報告書の記入要領

## 記入要領

- 1『指針に基づき実施した取組等(水銀含有再生資源管理者の取組)』: 具体的な記入事項は以下のとおり。

区分	記入すべき取組事項
管理に関する共通事項	保管、運搬、処分作業において、水銀含有再生資源が飛散し、又は流出しないようにするための取組
	保管、運搬、処分作業において、悪臭、騒音又は振動によって生活環境の保全上支障が生じないようにするための取組
	保管、運搬又は処分作業を他の者に委託した場合、委託の相手方が技術指針に沿って管理できるようにするための相手方への情報提供
	水銀含有再生資源を譲渡した場合、譲渡した相手方に対し、譲渡したものが水銀含有再生資源である旨の情報提供
保管に関する事項	水銀含有再生資源の保管容器は、水銀含有再生資源が飛散したり、流出したりするおそれのないものにする
	水銀含有再生資源の容器及び水銀含有再生資源を保管する場所に、保管するものが水銀含有再生資源である旨の表示
	水銀含有再生資源を保管する場所に、鍵をかけるか、周囲に堅固な柵を設けること
その他の取組	上記以外の、水銀含有再生資源の保管、運搬、処分作業による、環境への汚染を防止するために実施した取組。従業員の教育、緊急時対応計画の作成等。

# 報告書の記入要領

## 記入要領

- 2『指針に基づき実施した取組等(委託先に実施を求めた取組)』: 水銀含有再生資源管理者が委託先に実施を求めた取組を、「保管」、「運搬」、「処分作業」に分けて記載。また、環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類(例:契約書に添付した仕様書)等を添付する。

# 報告書(別紙2)の記入要領

## 記入要領

タイトル: 「水銀含有再生資源の種類」の右の( )に、報告対象となる水銀含有再生資源の名称を記入。

『年度当初に管理していた量』: 報告する年の前年の4月1日に管理していた量(前回の報告書に記載した別紙2の の数値と同じ)を記入。 ~ の重量の種類(湿重量か乾重量)を で囲む。

『生じた量』: 当該年度内に発生した、別紙2の報告対象となる水銀含有再生資源の総量を記入。複数の水銀含有再生資源が発生する場合は、水銀含有再生資源の種類ごとに別紙2を作成。

『譲り受けた量』: 別紙2の冒頭に記入した水銀含有再生資源を、他者から譲り受けた(購入を含む)場合、その重量を記入。また、譲渡者の法人の名称及び代表者の氏名、事業所の名称及び所在地を記入。

# 報告書(別紙2)の記入要領

## 記入要領

『譲り渡した量』： 譲り渡した重量及び譲り渡しの目的(譲受者における用途)を記入。また、譲り渡した法人の名称と代表者の氏名、譲り渡した水銀含有再生資源が管理される事業所( 支店、 営業所まで)の名称及び住所(都道府県から)を記入。

『処分作業を行った量』： バーゼル条約附属書 Bに掲げる処分作業が行われた水銀含有再生資源の量(報告書を作成している事業所において行った場合、他者に委託して行った場合の合計量)を記入(廃棄物として処理するために搬出されたものを除く)。その直下の欄に処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)を記入。

< 「処分作業の種類及び目的」欄に記入する処分作業の種類 >

- R 1 燃料としての利用(直接焼却を除く。)又はエネルギーを得るための他の手段としての利用
- R 2 溶剤の回収利用又は再生
- R 3 溶剤として使用しない有機物の再生利用又は回収利用
- R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用
- R 5 その他の無機物の再生利用又は回収利用
- R 6 酸又は塩基の再生
- R 7 汚染の除去のために使用した成分の回収
- R 8 触媒からの成分の回収
- R 9 使用済みの油の精製又はその他の再利用
- R 10 農業又は生態系の改良に役立つ土壌処理
- R 11 R 1からR 10までに掲げる作業から得られた残滓の利用
- R 12 R 1からR 11までに掲げる作業に提供するための廃棄物の交換
- R 13 R 1からR 12に掲げるいずれかの作業のための物の集積

# 報告書(別紙2)の記入要領

## 記入要領

『廃棄物となった量』：水銀含有再生資源として水銀回収等が行われずに、廃棄物処理法第2条第1項に規定する廃棄物となった量を記入。

廃棄物となった量には、当該年度に廃棄物となったもので、廃棄物として処理するために事業所から搬出された量、事業所内で処分した量のほか、3月31日時点で事業所外に搬出されずに保管している廃棄物の量が該当する。

廃棄物として処分することが予定されていて、3月31日の時点で事業所外に搬出されていない又は事業所内で処分していないものを保管している場合(当該年度に廃棄物となったかは問わない)は、備考欄に「廃棄物の排出者による保管 kg」と記入。

『保管、運搬又は処分作業を委託した量』：水銀含有再生資源の管理を他者に委託した場合、保管、運搬、又は処分作業別に委託した量を記入。

『年度末に管理していた量』：報告する年の3月31日に管理していた量を記入。その値が、次の式から計算される値と異なる場合は「備考欄」に理由を記入。  
$$= + - -$$

また、管理の目的の欄については、可能な限り、目的別の管理量を記入。 27

# 報告書(別紙2)の記入要領

## 記入要領

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

- 保管、運搬、処分作業別に、委託先が個人の場合は住所(都道府県から)及び氏名を、法人の場合は法人の名称と代表者の氏名を記入。また、環境上適正な管理のために実施された取組等の欄には、水銀含有再生資源管理者が委託先に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記入し、その実施状況を確認することができる書類等を添付する。
- 保管及び処分作業については、水銀含有再生資源が保管又は処分作業が行われた事業所( 支店、 営業所まで)の名称及び住所(都道府県から)を記入。運搬については、運搬の経路(報告者の事業所から委託先まで)を可能な限り具体的に記入。ただし、遠距離の運搬等で経路の記載が煩雑になる場合は主な経路に絞って記載することも可能。処分作業については、別紙2の「 処分作業を行った量」と同様に、バーゼル条約附属書 Bに掲げる処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)を記入。
- 保管、運搬、処分作業の委託先が複数ある場合には、水銀含有再生資源を委託した量の多い方から順に、個人の名前又は法人名の隣に( )の中に委託量を示す。欄が不足する場合は、「別添参照」と記入して、同様の事項を記載した書類を添付。

# 関連情報

- 水銀含有再生資源の管理に関する命令

[http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/meppl\\_04\\_06.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/meppl_04_06.pdf)

- 水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針

[http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/meppl\\_05\\_02.pdf](http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law/meppl_05_02.pdf)

- 水銀含有再生資源の管理に関するガイドライン

報告の要領、提出先等を記載したガイドラインを、今後水俣条約の発効日が固まったタイミングで公表予定。(下記URLの環境省ウェブサイトに掲載予定)

<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/law.html>

# 水銀等貯蔵報告書記入例

様式（第三条関係）

## 水銀等貯蔵報告書

平成 XX 年 X 月 XX 日

環境大臣

経済産業大臣 殿

報告者

住所 〒XXX-XXXX

東京都千代田区霞ヶ関 - -

氏名 環境株式会社

代表取締役社長 環境花子 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称：環境株式会社 埼玉事業所 - 1
	所在地：埼玉県 市 - - - 2
担当者氏名及び連絡先	部署：環境本部 係
	氏名：環境次郎（かんきょうじろう） - 3
	電話番号：03-XXXX-XXXX kankyo.jiro@ . .jp
水銀等の貯蔵に係る主たる事業	産業廃棄物処分業
水銀等の貯蔵に係る主たる事業を所管する大臣	環境大臣
前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量	水銀 300kg 塩化第一水銀 30kg
前年度における水銀等の貯蔵状況	別紙 2 のとおり。
指針に基づき実施した取組等	容器：水銀は 99.9% に精製した上で鋼鉄製（内部エポキシ樹脂コーティング）の容器 10 本に分けて密閉し、容器ごとに「水銀」「30kg」と記載したラベルを貼付した。塩化第一水銀は光を通さない材質の容器 2 本に封入し、容器ごとに「塩化第一水銀」「25kg」及び「5kg」と記載したラベルを貼付した。 貯蔵場所：水銀と塩化水銀は、鍵のかかる別々の倉庫にそれぞれの名称と数量を示す表示板をつけて貯蔵した。 他者への委託：行っていない。

備考

1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

2 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。

- 3 水銀等の貯蔵に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀等の貯蔵に係る事業を行う者にあつては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙1に記載すること。
- 4 前年度の年度末において貯蔵していた水銀等の種類別の量の欄については、水銀等の貯蔵に関する省令（平成27年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第1号）第2条の要件に該当する水銀等の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に貯蔵していた量を記載すること。
- 5 前年度における水銀等の貯蔵状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀等の種類ごとに別紙2に記載すること。
- 6 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀等の貯蔵に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）に基づき実施した取組その他水銀等の環境上適正な貯蔵のために実施した取組について具体的に記載すること。
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

### 別紙1

1	事業の名称	その他の非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙 2 水銀等の種類 ( 水銀 )

前年度における水銀等の貯蔵状況

年度当初に貯蔵していた量				100 kg
製造した量	1,000 kg			、 の合計 ( )
引渡しを受けた量	20 kg	kg	kg	
引き渡した者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	商事 代表取締役社長 水銀良男			
事業所の名称及び所在地	商事横浜支店 神奈川県横浜市 - -			1,020 kg
使用した量	1 kg	kg	kg	、 の合計 ( )
使用目的(用途)	環境分析			
引き渡した量	500 kg	210 kg	kg	
引渡しの目的(引渡しを受けた者における用途)	蛍光灯製造 (A国への輸出)	試薬製造		
引渡しを受けた者の住所及び氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)	貿易 代表取締役社長	製薬 代表取締役社長		
事業所の名称及び所在地	商事 営業所 県 市 10-20	製薬 工場 県 町 1-1		711 kg
廃棄物となった量				0 kg
年度末に貯蔵していた量				409 kg
貯蔵の目的	他者への引渡し(蛍光灯の製造) 208 kg 他者への引渡し(試薬製造) 200kg 環境分析 1 kg			
備考欄				

備考

- 別紙 2 については水銀等の種類ごとに作成すること。
- 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 引渡しの目的の欄については、引渡しを受けた者における水銀等の用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 1 項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 貯蔵の目的の欄については、可能な限り、目的別の貯蔵量を記載すること。
- 年度末に貯蔵していた量( )が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること: = + - -
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

# 水銀含有再生資源管理報告書記入例

様式（第二条関係）

## 水銀含有再生資源管理報告書

平成 XX 年 X 月 XX 日

経済産業大臣 殿

報告者

住所 〒XXX-XXXX

東京都千代田区霞ヶ関 - -

氏名 環境金属株式会社

代表取締役社長 環境花子 印

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

水銀による環境の汚染の防止に関する法律第 24 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

事業所の名称及び所在地	名称：環境金属株式会社 埼玉事業所 - 1
	所在地：〒XXX-XXXX 埼玉県 市 - - - 2
担当者氏名及び連絡先	部署：環境本部 係 } - 3
	氏名：環境次郎（かんきょうじろう）
	電話番号：03-XXXX-XXXX kankyo.jiro@ . .jp
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業	銅第 1 次製錬・精製業
水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業を所管する大臣	経済産業大臣
前年度の年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量	銅製錬排ガス処理スラッジ 3,000kg
前年度における水銀含有再生資源の管理状況	別紙 2 のとおり。
指針に基づき実施した取組等	水銀含有再生資源管理者が指針に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組（具体的に記載） - 1 <u>管理に関する共通事項</u> ：水銀回収作業を委託するにあたって、運搬用の容器（以下の保管容器と同様）に「水銀含有再生資源」「200kg」と記載したラベルを貼付し、委託先に対し、水銀汚染防止法上の水銀含有再生資源であること及び水銀含有量・形態、水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための取組を契約書の仕様書に含めた。また、譲渡先に対しては、水銀汚染防止法上の水銀含有再生資源であること及び水銀含有量・組成、形態を文書にして水銀含有再生資源とともに譲渡した。

	<p><b>保管に関する事項</b>：銅製錬排ガス処理スラッジは、二重にした塩化ビニルの袋に入れてから、ドラム缶に入れて蓋を閉め、「水銀含有再生資源」と白地に赤の文字で示したラベルを貼付し、鍵のかかる倉庫に保管した。</p> <p><b>その他の取組</b>：社員教育の一環として、水銀含有再生資源の環境上適正な管理についての研修を行った。</p> <p>水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施を求めた取組（具体的に記載）</p> <p style="text-align: center;">- 2</p> <p><b>運搬</b>：ドラム缶転倒防止のためのパレット利用及びドラム缶同士の連結、輸送中の騒音・振動防止のための荷台への衝撃吸収シート整備</p> <p><b>処分作業</b>：水銀回収プロセスにおける水銀の大気中排出抑制のための水銀吸着塔の設置・運転、排ガスモニタリング、施設内の環境モニタリング</p>
--	---

備考

- 1 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 2 報告者の氏名及び住所、事業所の名称及び所在地の欄については、報告をする年度において変更があった場合は、その変更後のものを記載すること。
- 3 水銀含有再生資源の管理に係る主たる事業の欄は、日本標準産業分類の細分類に従って事業の名称を記載し、二以上の業種に属する水銀含有再生資源の管理に係る事業を行う者にとっては、そのうちの主たる事業を記載するとともに、それ以外の事業について別紙1に記載すること。
- 4 前年度末に管理していた水銀含有再生資源の種類別の量の欄については、水銀含有再生資源の種類を列記し、その種類別に報告をする年度の前年度の年度末に管理していた量を記載すること。
- 5 前年度における水銀含有再生資源の管理状況の欄については、報告をする年度の前年度の状況を水銀含有再生資源の種類ごとに別紙2に記載すること。
- 6 指針に基づき実施した取組等の欄については、水銀含有再生資源の管理に係る環境の汚染を防止するためにとるべき措置に関する技術上の指針（平成27年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省告示第1号）に基づき実施した取組その他水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために実施した取組について具体的に記載すること。
- 7 水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のための取組の実施を求めたことを確認することができる書類等を添付すること。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別紙1

1	事業の名称	亜鉛第1次製錬・精製業
	当該事業を所管する大臣	経済産業大臣
2	事業の名称	
	当該事業を所管する大臣	

別紙 2 水銀含有再生資源の種類 ( 銅製錬排ガス処理スラッジ )

前年度における水銀含有再生資源の管理状況

年度当初に管理していた量	1,500 kg			湿重量・乾重量
生じた量	10,000 kg			、の合計( )
譲り受けた量	2,000 kg	kg	kg	
譲渡者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	金属株式会社 代表取締役社長 水銀良男			
事業所の名称及び所在地	金属 製錬所 県 市 - -			12,000 kg
譲り渡した量	400 kg	kg	kg	、の合計( )
譲渡しの目的(譲受者における用途)	金属の回収			
譲受者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	製錬株式会社 代表取締役社長 水銀良子			
事業所の名称及び所在地	製錬 工場 県 市 - -			10,000 kg
処分作業を行った量	9,600 kg	kg	kg	
処分作業の種類及び目的(処分作業により得られた物の用途)	R 4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用(水銀は蛍光灯の製造のための輸出、それ以外は他の金属の回収)			
廃棄物となった量				500 kg
保管、運搬又は処分作業を委託した量				保管 : 2,000 kg 運搬 : 9,600 kg 処分作業 : 9,600 kg
年度末に管理していた量				3,000 kg
管理の目的	有用金属の回収 3,000kg			
備考欄				

【保管、運搬又は処分作業を委託した場合における当該保管、運搬又は処分作業の委託を受けた者に係る情報】

保管の委託を受けた者		
住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	環境リサイクル株式会社（2,000kg） 代表取締役社長 ○○○	
保管を行った事業所の名称及び所在地	環境リサイクル株式会社○○事業所 千葉県○○市○○123-1	
環境上適正な保管のために実施された取組等	蓋付ドラム缶に保管し、水銀含有再生資源の飛散・流出を防止。保管容器及び保管場所に、水銀含有再生資源である旨を表示し、保管場所に施錠（添付写真参照）。	
運搬の委託を受けた者		
住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	株式会社環境運輸（5,600kg） 代表取締役社長 環境一郎	株式会社日本運輸（4,000kg） 代表取締役社長 日本和子
運搬の経路	環境金属株式会社埼玉事業所 首都高 自動車道路 県道 号線 水銀回収株式会社	環境金属株式会社埼玉事業所 首都高 自動車道路 県道 号線 水銀回収株式会社
環境上適正な運搬のために実施された取組等	ドラム缶転倒防止のためのパレット利用及びドラム缶同士の連結、輸送中の騒音・振動防止のための荷台への衝撃吸収シート整備	ドラム缶転倒防止のためのパレット利用及びドラム缶同士の連結、輸送中の騒音・振動防止のための荷台への衝撃吸収シート整備
処分作業の委託を受けた者		
住所及び氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	水銀回収株式会社（9,600kg） 代表取締役社長 水銀芳江	
処分作業を行った事業所の名称及び所在地	水銀回収株式会社 事業所 県 市	
処分作業の種類及び目的（処分作業により得られた物の用途）	R4 金属及び金属化合物の再生利用又は回収利用（回収された水銀は蛍光灯製造のため輸出、その他の回収物は報告者が金属回収に利用）	
環境上適正な処分作業のために実施された取組等	水銀回収プロセスにおける水銀の大気排出抑制のための水銀吸着塔の設置・運転、排ガスの水銀濃度測定、施設内の水銀濃度測定	

備考

1 別紙2については水銀含有再生資源の種類ごとに作成すること。

- 2 記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。
- 3 から までの量を湿重量で記載する場合は「湿重量」、乾重量で記載する場合は「乾重量」を で囲むこと。
- 4 譲渡しの目的の欄については、譲受者における用途を把握している場合には、当該用途も記載すること。
- 5 処分作業を行った量、処分作業の種類及び目的並びに処分作業の委託を受けた者の欄については、有害廃棄物の国境を越える移動及びその処分の規制に関するバーゼル条約（以下「バーゼル条約」という。）附属書 B に掲げる処分作業に係る情報を記載するものとし、処分作業の種類及び目的の欄については、バーゼル条約附属書 B に掲げる処分作業のいずれに該当するかの別及び可能な限り処分作業により得られた物の用途を記載すること。
- 6 廃棄物となった量の欄については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 2 条第 1 項に規定する廃棄物となった量を記載すること。
- 7 管理の目的の欄については、可能な限り、目的別の管理量を記載すること。
- 8 年度末に管理していた量（ ）が、次の値と異なる場合は、その理由を備考欄に記載すること： = + - -
- 9 環境上適正な保管のために実施された取組等、環境上適正な運搬のために実施された取組等及び環境上適正な処分作業のために実施された取組等の欄については、水銀含有再生資源管理者が委託を受けた者に対して水銀含有再生資源の環境上適正な管理のために求めた取組の実施状況を記載し、当該実施状況を確認することができる書類等を添付すること。
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。



事業所 管大臣	所属する事業
	<p>上水道業 情報・調査その他保健、医療、衛生に関する事業  労働金庫、労働金庫連合会（内閣総理大臣（金融庁）と共管）  民営職業紹介事業 労働者派遣事業 船員については国土交通大臣専管</p>
農 林 水 産大臣	<p>農林水産（畜産を含む。） 農林水産物（畜産物を含む。）の売買、輸出入  次に掲げるものの製造（機器、加工真珠、木材チップまたは、たる・おけ材は ）、売買（機器、  加工真珠または木材チップは ） または輸出入 、リース</p> <p>・食料品、飲料（酒類は含まない。）（飲食店は厚生労働大臣と共管、風俗営業は内閣総理大臣とも  共管）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・食用アミノ酸</li> <li>・グルタミン酸ソーダ</li> <li>・イーストまたは酵母剤</li> <li>・動植物油脂</li> <li>・飼料</li> <li>・氷</li> <li>・肥料</li> <li>・農薬（環境大臣と共管）</li> <li>・動、植物用医薬品</li> <li>・動植物用医療機器</li> <li>・農機具</li> <li>・温室</li> <li>・園芸用品</li> <li>・生糸</li> <li>・麻のねん糸</li> <li>・木材</li> </ul> <p>・木製品（木材チップ、たる・おけ材を含み、塗装した単板・合板を含まない。）  塗装した単板・合板は経済産業大臣専管</p> <p>・真珠（養殖・加工剤を含む。）</p> <p>・装身具（真珠を含む場合に限る。） 装身具（真珠を含まない場合）は経済産業大臣専管</p> <p>・栄養食品（厚生労働大臣と共管）</p> <p>・健康食品（厚生労働大臣と共管）</p> <p>・なめし前の皮 なめし皮は経済産業大臣専管</p> <p>・精洗前の羽毛 精洗後の羽毛は経済産業大臣専管。羽毛の製造は「農林水産業」には含まれ  ないが、農林水産大臣所管となる。</p> <p>・食品添加物（厚生労働大臣と共管）</p> <p>・食肉加工製品（厚生労働大臣と共管）</p> <p>農林園芸用施設の資材の製造販売 木材薬品処理業  造園業 給食販売取次ぎ（厚生労働大臣は不要）  動物血清・血液の輸出入、精製、加工（厚生労働大臣、経済産業大臣と共管）  競馬場</p>
経 済 産 業大臣	<p>輸出入、売買、リースその他貨物の流通、生産、エネルギーの生産、流通、役務、工業所有権等に  関する事業で、他の大臣の専管または他の大臣間の共管の事業以外の事業  このうち経済産業大臣と他の大臣との共管となる事業については、基本的に他の大臣の所管事業の  項に掲げてありますので、そちらを参照してください。  経済産業大臣の専管となる事業は、例えば以下の事業です（以下に掲げるものが経済産業大臣の専管  となる事業のすべてではありません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航空機（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・自動車（製造、卸売、輸出入）</li> <li>・武器（製造、売買、輸出入）</li> <li>・塗装した単板、合板（製造、売買、輸出入）</li> <li>・フィルム（製造、売買、輸出入）</li> <li>・貴金属（アクセサリー）の加工</li> <li>・新聞業</li> <li>・印刷業</li> <li>・総合リー  ス業</li> </ul>



事業所管大臣	所属する事業
	自動車道事業 建設業 測量業 下水道業 建築士 不動産業 J-REIT（日本版不動産投資信託）は内閣総理大臣（金融庁）所管
環境大臣	廃棄物処理業（リサイクル業を含む）（事業内容により経済産業大臣、文部科学大臣と共管） 温泉供給業 ペット・ペット用品小売業 ペット小売業は環境大臣・経済産業大臣の共管、ペット用品小売業は経済産業大臣の専管

（注1）表中に 印があるものは経済産業大臣と共管

（注2）学術・開発研究機関については、事業所管大臣は、主たる研究対象に最も近い事業を所管する大臣となります。

（注3）国、地方公共団体、独立行政法人等の公的主体については、事業所管大臣は、原則として報告等を行う事業所若しくは水銀等貯蔵者又は水銀含有再生資源管理者における主たる事業の内容によって判断します。ただし、教育委員会及び都道府県警察本部については、下表の右欄に掲げる大臣を主たる事業を所管する大臣とします。

1	教育委員会（事務局、学校等）	文部科学大臣
2	都道府県警察本部	内閣総理大臣（警察庁）

また、事業内容の判断が困難である場合には、以下のとおりとなります。

1	国の機関（官庁のオフィス等）	当該機関の属する府省の長たる大臣
2	独立行政法人等	当該独立行政法人等を所管する大臣
3	地方公共団体（県庁等のオフィスの管理に関する報告） 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条に規定される公の施設のうち、指定管理者を定めている施設に関する水銀含有再生資源の管理に関する報告を行う主体は、当該施設を設置する地方公共団体となります。	環境大臣・経済産業大臣
4	地方公営企業 （地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第46条に規定する公営企業のうち次の事業水道事業、工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、簡易水道事業、病院事業、市場事業、と畜場事業、観光施設事業、宅地造成事業（臨海土地造成事業を除く）、公共下水道事業）	当該地方公営企業に係る事業を所管する大臣

## < 参考情報 >

・環境省ウェブサイト（全般）

<<http://www.env.go.jp/chemi/tmms/>>

・経済産業省ウェブサイト（全般）

<[http://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/int/mercury.html](http://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/int/mercury.html)>

・国連環境計画（UNEP）ウェブサイト

<<http://www.mercuryconvention.org/>>

・輸出入関連（経済産業省ウェブサイト）

<[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/02\\_exandim/08\\_minamata/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/02_exandim/08_minamata/index.html)>

・水銀廃棄物関係（環境省ウェブサイト）

< <http://www.env.go.jp/recycle/waste/mercury-disposal/> >

・水銀大気排出対策（環境省ウェブサイト）

<[http://www.env.go.jp/air/suigin/post\\_11.html](http://www.env.go.jp/air/suigin/post_11.html)>

# ご清聴ありがとうございました

<お問い合わせ>

**環境省環境保健部水銀対策推進室**

**電 話** : 03-5521-8260

E-mail : [suigin@env.go.jp](mailto:suigin@env.go.jp)

**経済産業省製造産業局化学物質管理課国際担当**

**電 話** : 03-3501-0080

E-mail : [qqhbbf@meti.go.jp](mailto:qqhbbf@meti.go.jp)